

# 令和4年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和4年3月14日(月)

午前10時00分 開 議

## 1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告  
(町長招集あいさつ)
- 第 4 承認第 2号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認  
について
- 第 5 議案第 4号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 5号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
について
- 第 7 議案第 6号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に  
ついて
- 第 8 議案第 7号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 8号 令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について
- 第10 議案第 9号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第11 議案第10号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算  
について
- 第12 議案第11号 令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第13 議案第12号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第14 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について
- 第15 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算につ  
いて
- 第16 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につ  
いて

- 第17 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第18 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第19 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第21 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第22 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第23 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について
- 第24 議案第23号 永平寺町吉峰寺キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 第25 議案第24号 永平寺町行政組織条例の制定について
- 第26 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第27号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第28号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第29号 永平寺町監査委員の選任同意について
- 第31 議案第30号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第32 議案第31号 永平寺町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第33 請願第1号 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求める請願
- 第34 請願第2号 インボイス（適格請求書）制度の中止を求める請願
- 第35 陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 第36 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	松川正樹君
2番	上田誠君
3番	中村勘太郎君
4番	金元直栄君
5番	滝波登喜男君
6番	齋藤則男君
7番	江守勲君
8番	伊藤博夫君
9番	長岡千恵子君
10番	川崎直文君
11番	酒井和美君
12番	酒井秀和君
13番	朝井征一郎君
14番	奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	坪田満君
総務課	長	平林竜一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	森近秀之君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君

子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月3日、町長より令和4年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にして一堂に会し、本定例会がつつがなく開会できますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの町長選挙では、河合町長が見事再選を果たしました。議会を代表しまして、心よりお祝い申し上げます。

前回に続き、今回も無投票当選となりました。このことは、ひとえに安心して河合町長にこの町を託すことができるという町民の厚い信任を示すものと考えます。

河合町長には、さらに町民視線に立ち、生活者に寄り添うような町政運営を今後も継続していただきたいと存じます。これまで同様、全力で職責を全ういただきまして、ご健勝にて町政運営に当たられ、当町の輝かしい発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

議会といたしましては、改めて議会の役割と責任を再認識し、初心を忘れずさらに魅力と活力ある永平寺町に磨きをかけてまいりたいと存じますので、引き続き、温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和4年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、伊藤君、9番、長岡君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、3月14日から3月25日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、3月14日から3月25日までの12日に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第2回永平寺町議会定例会の招集のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃から町政推進のため格段のご尽力とご協力を賜り、重ねて厚く感謝申し上げます。

今年も大変雪の多い冬となりましたが、ようやく穏やかな春の訪れを感じる季節となり、町内の桜の開花を待ち遠しく思うところであります。

それでは、第3期目就任最初の本会議が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等の概要につきましてご説明申し上げます。

さきの永平寺町長選挙におきまして、町民の皆様からご理解とご支持をいただき、引き続き4年間の町政運営を担わせていただくことになりました。改めまし

てこの重責に身の引き締まる思いでございます。民意をしっかりと受け止め、町民の皆様の負託に応えるべく、初心を忘れず全力で務めさせていただきます。

これまでの8年間、平成から令和へと時代も変わり、国、地方を取り巻く環境が想像を超えるスピードで変化しています。新たな課題が生まれ続ける中、1期目、2期目とこれまで先人の築いた自然豊かで、歴史と伝統文化の息づく永平寺町を大切に守り、時代や地勢に合った発展、可能性を形にし、そして未来につなげるため、町議会議員の皆様をはじめ、町民、関係団体、民間企業、永平寺町で活動されている皆様、そして職員と共にまちづくりを全力で行ってまいりました。

引き続き、少子・高齢化、人口減少、担い手不足、福祉、子育て、教育環境、共生社会、地方創生、災害、インフラの老朽化、デジタル化等々、様々な課題解決に向け、新しい技術、仕組みが生まれ求められ、短期、中期、長期、そしてミクロ、マクロの視点で対話を大切に、まちづくりを進めてまいります。また、現在、新型コロナウイルス感染症により多くの不安、制約がある中、これまで当たり前であった社会が大きく変わってきております。命を守り、感染を抑え、生活、経済をどう支え、戻していくか、しっかりと情報収集を行い、スピード感を持って引き続きしっかりと取り組んでまいります。

こういった思いを、このたび、町民の皆様には6つの約束をさせていただきました。

1つ目は、共生社会の推進や、子どもたちの放課後環境整備、高齢者触れ合い機会の充実など「すべての人が笑顔になる町」。

2つ目は、一人一人の防災意識の向上や、地域が求める公共交通の確立、少子・高齢化による地域づくり支援、いざというとき高齢者を支える体制づくり、町全体で支える子育て支援など「安心安全支えあいの町」。

3つ目は、環境に優しい社会づくりや、地域交通利用の促進、地産地消の推進など「自然環境を大切にする町」。

4つ目は、地勢を生かした交流人口の拡大、移住・定住のための環境整備、活躍する人・団体・民間企業・町との連携促進や、新幹線・中部縦貫自動車道開通に向けての産業振興、町内外に向けての積極的な情報発信など「人が集まる、選ばれるひらかれた町」。

5つ目は、保育環境の充実、町内デジタル化の推進、歴史文化の継承、健全な町の行財政運営、産業の担い手づくり支援など「過去から未来、つながるつなげ

る町」。

6つ目は、ワクチン接種の着実な実施、コロナ禍での生活支援・経済対策、感染症対策の徹底、アフターコロナを見据えた戦略づくりなど「新型コロナウイルス対策の充実」です。

これらの約束を踏まえ、職員一人一人の知識や経験を生かし、組織力をさらに高めるとともに、これまで以上に町民の皆様と対話を重ね、新しい発想を持って町政運営に全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま申し上げましたことも踏まえまして、本町が令和4年度に取り組む重点施策等について申し上げます。

まず、昨年11月末に国内で初めて感染が確認されたオミクロン株は、新型コロナウイルス感染症の第6波の主体として瞬く間に全国各地に感染を広げ、福井県内の感染者も累計1万人を超え、永平寺町においても連日新規感染者が確認されるなど、いまだに収束が見通せない状況が続いております。

また、これまでの町内感染者数は、今月13日時点の累計で335名となっており、第6波においては家庭内感染も多数確認され、それに伴う学級閉鎖も相次ぎ、子どもとともに保護者が仕事を休まざるを得ない状況が発生するなど、社会経済活動にも大きな影響を与えているところです。

感染を防ぐためには、これまでと同様に手洗い、手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気などが何より重要であり、町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種については、現在も初回接種を継続しております。3月13日時点において、12歳以上の1回目の接種については91.3%、2回目の接種については90.7%が終了し、18歳以上の3回目の追加接種は45.8%が終了しております。この追加接種については、当初、2回目接種から8か月とされていた接種間隔が6か月に前倒しされるなど、国からの方針転換に対応すべく、関係する医療機関等のご理解とご協力の下、接種スケジュールを大幅に見直し、体制を整え実施しております。

ワクチン接種は、発症や重症化を防ぐ効果が期待されています。接種券がお手元に届きましたら、県が設置している接種センターや町内の接種会場で早い時期での接種をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、5歳から11歳までの子どもを対象とした接種につきましては、福井市との広域体制で3月1日から個別接種を始めており、引き続き国、県と連携し、町民の皆様への情報提供とワクチン接種を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、これまでの2年余り世界中で猛威を振るうという未曾有の事態が続いており、今後もウイルスとの闘いは続くものと思われま。ただ、ウイルス自体の特性が変わりつつあり、感染力が強い一方で重症化しにくい傾向にあるなど、ウイルスに対する対処の考え方については、国や県の指標、動向を注視しながら取り組んでまいります。

なお、町民の皆様が安心して住み続けるため、昨年度、福井県立大学地域経済研究所との共同研究により、企業及び町民の皆様の生活実感並びに生活実態に関する調査を実施しています。この結果を踏まえ、生活において抱えている課題や悩みなど幅広い情報を基に、施策の提言に基づき生活支援等に今後もスピード感を持って取り組んでまいります。

続きまして、機構改革について申し上げます。

今回実施を予定しています機構改革では、まず契約管財室を課に昇格し、指定管理者の運用や契約行為等の厳格化、施設・財産管理の効率化など業務の専門性を高め、内部牽制機能の強化を図ります。

次に、税務課と住民生活課の統合により住民税務課を創設し、窓口業務を一元化して組織の効率化を図るとともに、支所に建設課などの職員を常駐させることで、地区の皆様への利便性向上、対話を通してのまちづくりを進めるため、支所機能の充実を図ってまいります。

さらに、環境衛生室を廃止し、環境基本計画策定などの業務を総合政策課に移行することで、環境政策をこれまで以上に他の政策と結びつけ、庁内所属課同士との連携を図り、さらなる脱炭素社会の推進に取り組んでまいります。

あわせて、地域交通政策の一元化と連携強化を図るため、公共交通対策室を総合政策課に移行し、自動走行や近助タクシー、コミュニティバス、鉄道といった公共交通機関の特性を生かし、それぞれの地域に密着した移動手手段の確立に努めてまいります。

これら一連の機構改革により、町民の皆様にとって役場がより身近となるよう努めるとともに、対話による情報共有と相互理解を図り、新しい発想を持って質の高い住民サービスを提供できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

それでは、令和4年度に各所属が取り組む主な施策について申し上げます。

初めに、総務課について申し上げます。

永平寺町へのふるさと納税は、本年度2月末までの寄附額が6,900万円、前年同時期と比べ4.5倍と過去最高となる見通しであります。これは、他市町で大きな成果を上げている大手ポータルサイトの活用や、福井大学医学部と連携した寄附を創設したこと、昨年12月に職員の積極的な働きかけにより観光振興を目的とした1,000万円の寄附を受けたことが主な要因となっております。

令和4年度においては目標金額を8,000万円と設定し、さらなる寄附額の伸びを期待しております。ふるさと納税中間事業者についても、プロポーザル審査により選出された事業者に変更し、その事業者が持っている企画力や魅力ある商品の磨き上げなどのノウハウを取り入れ、返礼品提供事業者と共に永平寺町の魅力を発信してまいります。

また、寄附金が、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てられるよう、永平寺町ふるさと応援基金を創設し、企業版ふるさと納税と併せて適切に管理、執行してまいります。

えちぜん鉄道は、沿線市町の人口が減少する中であっても、企業努力や県及び沿線市町の利用促進、地域サポーター活動などにより、平成24年度からコロナ禍に至るまでは利用者が増加し、地域住民の生活に必要な公共交通機関となっています。

このため、県と沿線市町は、鉄道という公共交通機関を社会資本として位置づけ、維持に必要な経費を令和3年度まで、えちぜん鉄道第2次支援スキームに基づき支援してまいりました。

このたび、令和4年度以降の支援の必要性について、えちぜん鉄道、県、沿線市町で協議を行った結果、安全・安心な運行を継続するためには、設備の老朽化対策等に引き続き支援が必要であるとの結論に至り、永平寺町におきましても、えちぜん鉄道第3次支援スキームに基づき行政支援を継続していくこととなりました。今後も、えちぜん鉄道、県、沿線市町と連携し、公共交通の利便性向上や利用促進に努めてまいります。

「人が集まる、選ばれるひらかれた町」の実現に向け、町への移住、定住、起業等に挑戦する多様な人材を受け入れ、地域の担い手となり得る人づくりを行うため、地域おこし協力隊の制度を活用した地域支援を推進してまいります。

具体的には、地域ブランドの開発、販売、PRや、農林水産業への従事、住民支援などを目的に都市地域等から移住者を募り、地域貢献活動に従事していただ

くことで地域の活性化を図り、人口減少や少子・高齢化などに起因する地域課題の解決に取り組んでまいります。

続きまして、防災安全課について申し上げます。

令和4年度は、個別避難計画のさらなる作成推進に重点を置いて取り組んでまいります。

個別避難計画の作成につきましては、町民全ての貴い命をつなぐため、特に高齢者及び障がいのある方の個別避難計画作成に令和3年度から取り組んでまいりました。昨年5月の災害対策基本法の改正に伴い、避難計画の作成が努力義務となり、本町の取組が国のモデル団体に指定されたことを受け、町内の8集落をモデル地区に定め、取り組みました。

令和3年度は、福井大学医学部看護学科の酒井明子教授をアドバイザーに迎え、地区毎に区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、永平寺町社会福祉協議会がワンチームとなって研修会や審査会を実施し、20名の個別避難計画を作成しました。

要配慮者一人一人に合った避難計画を作成するためには、地域の支援者のご理解とご協力が必要不可欠であります。このことから、令和4年度におきましては、地区説明会や避難訓練等を通して地域の方々と情報共有と相互理解を深め、避難行動要支援者名簿の中でも優先度の高い要配慮者から個別避難計画を作成するとともに、町内各地区への個別避難計画作成の拡大推進に努めてまいります。

次に、自主防災組織活動の体制強化と防災意識の向上について申し上げます。

地球温暖化に伴う気候変動により災害が激甚化する中、災害への備えが重要となってきております。また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策も加わり、避難所運営も難しさを増しています。さらに、近年はコロナ禍に伴い、人が大勢集まる避難訓練等を中断している状況も見受けられます。

これらのことから、活動時の人数制限や実施場所の変更など、ウイズコロナを念頭に置きながら防災訓練や防災講座が実施できるよう、町内8ブロック毎の自主防災組織連絡協議会の皆様と訓練方法や自主防災補助金の活用について対話を重ねてまいります。

これらの取組を進めることにより、地域の実情に合わせた防災対策を地域住民の皆様と一緒に構築していくことで防災意識の向上に努め、逃げ遅れの防止や被災を最小限に抑制してまいります。

続いて、財政課について申し上げます。

まず、永平寺町の財政状況について触れさせていただきます。

財政状況を示す指標といたしましては、経常収支比率、財政力指数、公債費負担比率といった項目がございます。

経常収支比率は、人件費や扶助費、公債費等の経常的な経費が年々増加傾向にあり、令和2年度は97.1と高くなってきております。また、地方公共団体の財政力を示す指数は0.39と決して高い数字ではなく、財源に余裕があるとは言えない状況であります。

このような厳しい財政状況の中におきましても健全な財政運営を行うため、歳出の削減に努め、事業実施に向けた補助金などの歳入確保に努めた結果、実質赤字比率及び連結赤字比率についてはいずれも赤字が存在しておらず、また、令和2年度の将来負担比率は1.4%と、平成30年度の16.6%から大幅に改善するなど、健全性が確保されているところでございます。

町の借金に当たる公債費でございますが、一般財源総額に対する公債費の割合を示す公債費負担比率については、合併時19.0%であったものが現在では10.8%まで下がっております。

そのほか、新町まちづくり計画に基づく事業については合併特例債を有効に活用するなど、町の借金とされる起債残高の約87億円のうち約95%を、交付税算定に有利な合併特例債と臨時財政対策債としているところでございます。

今後も、社会保障に要する費用の増加など、町民の皆様の生活に必要な経費はますます増えていくことが予想されますが、5年後、10年後を見据え、子どもから高齢者まで「すべての人が笑顔になる町」とするためには、財政の健全化は不可欠な要素であり、何よりも町民の生命と生活を守り抜くという強い信念の下、時期を逸することのない効果的な施策に取り組み、これまで以上に安定した財政運営に努めてまいります。

続いて、総合政策課について申し上げます。

自動運転におきましては、国が取り組んでいる令和4年度でのレベル4実現に向けて、町も協力を継続してまいります。また、様々な企業から自動運転関連の実証フィールドとして活用したいとの提案もあり、実証を通じて、さらなる関係人口の増加や産業振興に期待をしているところであります。

この自動運転の取組は、地域における移動交通への関心の高まりにつながり、近助タクシーの導入に発展しております。さきに始めた志比北・鳴鹿山鹿地区は、1日当たりの利用者数がコミバス運行時の約4倍となるなど、地域における移動

手段として定着しております。

さらに、この地域住民による取組は、地域のまとまり、ドライバー同士、ドライバーと利用者など、交通の枠を超えたつながりをつくることができ、町内外でも大きな話題となり、志比南地区や吉野地区で近助タクシー試験運行の機運が高まるきっかけとなりました。

令和4年度は、志比南地区や吉野地区の本格導入に向けて、地域と町が一体となって取組を継続するとともに、地域の拡大に伴う課題を洗い出し、受付業務の効率化など、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

今後も近助タクシーが地域住民にとって便利で快適に利用できるよう、利用者の声をサービスの向上に反映させるとともに、近くを助けるという意識の下、地域活性化につながる、求められる移動サービスとなるよう鋭意努力してまいります。

四季の森複合施設の多業種交流センターは、昨年7月29日のオープン以降、町民の方々のテレワークや、民間企業による会議、研修会、学生の皆様による勉強の場などに幅広く利用されています。レンタルオフィスは、国の自動運転実証事業を担う企業が入居し、来館された人との交流も始まっております。

令和4年度は、より一層の利便性向上を図り、地域住民が気軽にIT環境を利用できる場を提供し、町外からの利用者と地域住民との交流や情報交換の場所となるよう努めるとともに、異業種間交流による新しいアイデアやビジネスモデルの創出の場所となることを目指してまいります。

企業誘致の推進につきましては、中部縦貫自動車道の県内全線開通に向け、町内に5か所あるインターチェンジ付近への進出について相談が多くなってきました。このような現状を踏まえ、町内の有望な企業誘致候補地を含め、民間投資を呼び込む体制を構築してまいります。土地利用、開発行為、インフラ、農地転用、優遇施策など各分野にまたがる相談について、各課連携によるワンストップ窓口を設けて迅速な対応に努め、不動産業界や金融機関と情報共有を図りながら企業誘致を進めてまいります。

続いて、永平寺・上志比支所について申し上げます。

身近で頼れる役場支所窓口として、災害時は地域を守る安全・安心の拠点としてしっかりと機能するよう、対話を大切にした丁寧な窓口対応や、災害時を想定した訓練、他の所属課との連携にこれからも一層取り組んでまいります。

コロナ禍の中、ワクチン接種予約、町や災害情報等を得るため、高齢者の皆様

のスマートフォン利活用への関心が高まってきております。健康長寿クラブ員向けのスマートフォン教室を開催し、多くの参加者をいただいております。引き続き充実を図り、高齢者の皆様がますます進む社会のデジタル化を楽しみながら利用できる取組を行ってまいります。

続いて、税務課について申し上げます。

令和3年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響により1億円程度の大幅な減収を見込んでおりましたが、個人及び法人の町民税への影響が想定より少ない状況であり、決算では大幅な収入増を見込んでいます。

一方、令和4年度の歳入当初予算のうち町税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年度決算見込額に比べ、個人町民税で約2,000万円、法人町民税で約2,000万円の減収を見込んでいます。主な要因は、給与収入や売上げの減と、外出自粛によるふるさと納税の増加等によるものであります。

徴収では、町民税や固定資産税等から成る法定普通税の現年課税分の収入率は、令和2年度99.5%で、目的税である国民健康保険税は97.3%と令和元年度と同水準であり、新年度においても同等の水準を確保できるよう努めてまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けて収入が減少し、生計の維持や納税が厳しい状況に置かれている住民や法人の方々も見受けられます。このような方々には、税債権と他課が所管しております税外債権を債権管理室にて一括管理し、徴収に配慮する体制を構築しており、これからも債権管理条例の理念と目的に基づき、弁護士やファイナンシャルプランナーを交え、納税者の生活現状をお聞きした上での無理のない徴収に努めてまいります。

また、納税手段につきましては、自宅等で納税できるキャッシュレス決済による納税の普及推進を図ってまいります。コロナ禍の中においても役場窓口へ来庁いただくことを極力少なくできるよう、スマートフォンを利用したe-Taxを推進してまいります。

続いて、住民生活課について申し上げます。

国民健康保険事業においては、福井県国民健康保険団体連合会より在宅保健師の派遣をお願いし、生活習慣病のリスクが高い人の特定保健指導を強化しております。指導対象者に対する実績率といたしましては、令和2年度の25.3%に対し、令和3年度は約38%と大きく増加いたしました。

特定保健指導の強化を図ることは健康維持に大きく貢献することになり、元気

で生活できる源になるものと考えております。令和4年度も特定保健指導を推進し、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう努めてまいります。

地球温暖化問題が叫ばれている中、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーを推進していくため、令和4年度からカーボンニュートラルに向けた取組を本格的に進めてまいります。

国が宣言している2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて環境基本計画の見直しを行い、脱炭素社会に向けた方向性を示すことで、CO<sub>2</sub>排出抑制のための再生可能エネルギー導入や家庭ごみの減量化及びリサイクルの推進、環境教育の強化に努めてまいります。

永平寺町のマイナンバーカード申請受付状況は、令和4年2月末時点で申請者数は9,411人、申請率は51.34%となっております。マイナンバー制度は、社会全体のデジタル化を推進するための基盤であり、マイナンバーカードは、行政サービスだけでなく、生活の様々な分野で活躍が期待されています。

このため、省庁や自治体をまたいだデータのやり取りをスムーズに行い、デジタル化の推進による行政サービスの効率化を図るとともに、町民の皆様が今後のデジタル化推進による社会の変化に対応し、質の高いサービスを享受していただけるよう、引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

続いて、福祉保健課について申し上げます。

社会福祉事業では、嶺北7市町が連携して、成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関となるふくい嶺北成年後見センターをフェニックス・プラザ内に設置し、事業を拡充してまいります。圏域連携によるネットワークの構築を図りながら後見制度の普及啓発や相談体制を整備することで、認知症や障がいにより判断能力の低下した方の法律行為への課題に向けた対応向上を目指してまいります。

高齢者福祉事業では、在宅福祉事業の一つである介護用品支給事業を見直しました。これまでは制限内の数量をご自宅へ配達しておりましたが、対応できる品目に限りがあったことから、チケットによる購入助成をメインとなるよう制度を見直しました。これまでの配達方式を残しつつ、町内の取扱店舗で選択して購入できる品目が広がったことは、生活の質の向上につながるものと考えております。

保健事業では、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染症を防ぐため、積極的な勧奨によるHPVワクチンの接種を行ってまいります。

続いて、子育て支援課について申し上げます。

子どもは未来の主人公です。また、まちの明るい未来には、子どもがすくすく成長することが必要です。安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、地域社会全体で子育てをする支援事業を展開してまいります。

令和5年4月の開園に向けた幼保連携型認定こども園の整備については、認定こども園施設整備国庫補助金の内示をいただいた後、5月より建築、造成工事に入り、設置運営法人あすなろ会と連携して着実に事業を進めてまいります。

喫緊の課題である共働き子育て世帯の環境整備については、昨年より進めてまいりました松岡東幼児園のゼロ歳児保育室の増築工事が3月に完成の運びとなることから、令和4年度よりゼロ歳児保育の受入れを6園から7園に拡充いたします。

また、放課後児童クラブの登録者は約400名となり、利用希望者は増加傾向にあります。昨年10月に志比南放課後児童クラブを志比南小学校ランチルーム等へ移設するなど、今後も利用者ニーズに速やかに対応し、仕事と子育ての両立に向けた保育環境の充実に努めてまいります。

さらに、町内にある地区管理の遊び場の遊具において、修繕等への支援体制を整え、子どもたちが安心して安全に遊び場に集える放課後環境整備に努めてまいります。

子ども医療費助成となる医療費無料化についても高校卒業までの拡充を継続し、引き続き、子育て世代家庭の経済的負担軽減に努めてまいります。

これらの家庭、園や学校、地域、行政が協働で取り組む子育てや保護者への支援により、子どもの声が元気に響き、子どもや親も笑顔になるよう子育て支援を進めてまいります。

続いて、農林課について申し上げます。

農業の振興につきましては、高齢化と後継者不足問題が顕在化する中、米需要の減少基調と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一層の米余りで著しく米価が下落し、主食用米の生産を主とする本町農業者の営農継続に深刻な影響を与えております。

このような状況の中、まずは主食用米生産数量の目安達成を推進して米価の安定を図り、同時に、福井県やJA等の関係機関や町内企業などと連携し、従来の地域振興作物や新しい実需のある作物を振興するなど、農業経営の確立に向けた指導を行ってまいります。

なお、本年度産米価の下落は経営努力では対処できないものであり、営農継続

への支援の検討も必要と考えております。

農地等の基盤整備につきましては、国、県の補助事業を活用し、農業用のため池等の農業基盤施設整備を継続して実施してまいります。

営農条件の向上や防災機能強化を図るほか、土地の有効活用による地域活性化に資するため、福井県、福井市並びに関係土地改良区と連携し、古川排水路改修の実施に向けて取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、松岡地区で、適正な森林管理による林業の成長産業化と森林の持つ多面的機能の維持のための森林経営管理制度の実施に向けた意向調査を、森林環境譲与税を活用して実施してまいります。森林環境譲与税はこのほかにも、木材利用の促進や地域が実施する森林整備事業などへの支援にも活用しており、今後も継続を予定しております。

また、浄法寺山の地滑りにつきましては、令和2年度から県と連携し継続調査中であり、県は令和4年度の調査で地滑りの範囲を明確にした後、引き続き、対策の検討に入る予定と伺っております。

水産業の振興におきましては、九頭竜川中部漁業協同組合に、稚魚放流などの資源増大への取組を継続して支援するほか、フィッシュパスを活用した九頭竜川の誘客環境整備や魅力発信などの新たな取組を支援してまいります。

また、同組合においては、アユ釣り人口の大幅減少が懸念される中、新たなアユ釣り人口の創出を目的に、8月にイベントを開催する予定を伺っております。本町におきましても、全国に永平寺町の魅力をPRする絶好の機会として捉え、積極的に協力してまいりたいと考えております。

続きまして、商工観光課について申し上げます。

令和4年度は、地域資源や地域性を最大限に生かした観光、産業の振興に取り組む、北陸新幹線福井駅開業や中部縦貫自動車道の全線開通を、町の観光や産業が進化する好機と捉え、地域産業の発展や経済効果に結びつけるための取組を進めてまいります。

観光の振興におきましては、大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群、九頭竜川などの自然や美しい風景、そこから育まれた食文化や食材など、多くの魅力的な観光素材を磨き上げ、分散している観光コンテンツを効果的につなげた体験・滞在型観光ルートを創設してまいります。

また、地域プロジェクトマネージャー制度の活用など、専門的知識を有する人材を中心に地域事業者と連携したプロジェクトをマネジメントする観光施策を推

進していくことで、事業者や関係団体が有機的なつながりを持って観光まちづくりを主体的に行っていく域内連携体制の基盤を構築してまいります。

具体的には、令和元年度に禅シンポジウムで打ち出された、ZENを基調とした観光まちづくりの提言以後の観光産業関連団体や組織をメンバーにワークショップを継続して開催してまいります。

これまでの活発な議論の中で、各団体の強みや団体間の連携を意識した観光拠点をつなぐ面的エリアでの観光モデルが仕上がってまいりましたので、令和4年度においては、実施計画づくりとモニターツアーによる実証事業の支援に取り組んでまいります。

また、このワークショップでは、県内大学の学識経験者に、会議をゴールに導くファシリテーター役でご参画いただいております。このことは、参加者の発言を平等に引き出し、会議の質を向上させ、新しい発想を導き出すなど、各団体のプレーヤー意識の醸成につながっております。

このようなことから、先ほどの地域プロジェクトマネージャーなどの専門的知識を有する外部人材を活用していくことで、観光振興における重要な時期、限られた期間を逃さず、観光による地方創生や地域活性化の成果につなげてまいりたいと考えております。

産業の振興においては、令和2年度から、福井県立大学地域経済研究所や商工会、地元金融機関で組織する地域産業活性化協議会を中心に情報共有を深めてまいりました。また、町の産業構造実態調査やコロナ禍における実態把握により現状の把握を行い、それに対する支援策の検討、中長期的な産業施策の検討を進め、雇用の促進などについても連携して取り組んでまいりました。

令和4年度におきましては、町内事業者間での異業種交流会や、互いのビジネスにおける課題や取組などの意見交換、さらには新しいビジネスチャンスの創出についてなど意見交換の場を設け、対話による町内産業の活性化を促進する取組を積極的に進めてまいります。

続いて、建設課について申し上げます。

都市計画区域見直しについてはこれまで、町内3つの都市計画区域の一本化、単独化を念頭に、県、福井市との定期的な勉強会を開催し、協議を重ねてまいりました。

この勉強会においては、市街化調整区域における開発許可基準の緩和についても協議を進めております。

特に福井北インターチェンジ周辺においては、開発できる業種が限られているなど基準の緩和が進まず、長年の大きな課題となっております。本町の都市計画マスタープランにおいて、福井北インターチェンジ周辺は新規産業エリアに位置づけられており、中部縦貫自動車道との結節点に位置するこのエリアは、企業誘致の推進や地勢を生かした交流人口の拡大など、「人が集まる、選ばれるひらかれた町」の実現においても大変重要なエリアとなっております。

このことから、令和4年度から始まる福井県都市計画区域マスタープランの見直しの中で都市計画区域の再編を位置づけるよう県との協議を続け、本町の一体的、総合的なまちづくりの実現に向けて一層尽力してまいります。

次に、除雪事業について申し上げます。

平成30年2月の豪雪と昨年1月の大雪を教訓に、今年度は除雪車を8台増強するとともに、除雪路線の見直しなど除雪体制の強化を図ってまいりました。

今シーズンは、ラニーニャ現象の影響で雪が多く寒い冬になるという予報が出ていたとおり、昨年末から次々と強い寒気が押し寄せ、周期的に雪が降り積もる結果となりました。除雪車の出動回数はここ数年と比べると多く、過去の経験から日中の除雪作業を行うなど早め早めの対応に心がけ、除排雪作業を行ってまいりました。

また、御陵地区において、自助、共助の精神の下、地域の有志の方々により発足した御陵地区除雪支援協議会による除雪作業が、トラブルもなく順調に行われてきました。このような自助、共助の取組が町内各地区へ波及していくよう、広報に努めてまいりたいと考えております。

除雪機械については、町が保有している除雪車の中に、昭和の時代に購入した型式が5台あり、これらの除雪車はエンジントラブルやタイヤのパンクなど故障率も高く、その都度、除雪路線の組替えが生じるなど、作業に支障を来しています。このことから、令和4年度から計画的に除雪車の更新を行うとともに、ロータリー式小型除雪機の購入も視野に入れ、歩道除雪についても強化を図ってまいります。

なお、今年も4月には自転車による道路パトロールを実施し、除排雪作業で破損した箇所の早期発見、早期改修に努めるとともに、今後ますます増え続ける道路舗装やガードレール、道路照明といった道路構造物の老朽化に対応するため、これら道路ストックの適切な維持補修に努め、長寿命化に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、今年度より、長寿命化計画に基づき、外壁塗装及び

ベランダの防水工事など長寿命化型の改善に取り組んでおります。次年度以降については、バリアフリー化など福祉対応型改善も併せて取り組み、入居者の方々が安全で快適に過ごせる住環境の整備に努めてまいります。

また、本町の特公賃住宅は現在、14部屋中12の部屋が空き部屋となっております。このような状況を踏まえ、特公賃住宅は、諏訪間団地については全ての住宅を、越坂団地については一部の住宅を用途変更し、町営住宅に準じた運営を行うことにより入居率の向上に努めてまいります。

続いて、上下水道課について申し上げます。

上下水道ともに供用開始から数十年を経過し、老朽化対策が急務という課題は日本全国における共通のものであり、本町にとっても避けられないものと認識しております。

国は、こうしたインフラの一斉更新を計画的に進めるよう、事業者に資産管理を基礎としたストックマネジメント計画策定を義務づけており、本町も、上水道については平成30年度に、下水道についても平成30年度から令和3年度にかけて策定を進めたところでございます。

また、こうした資産管理をベースとして様々な要因を盛り込んだ今後の財務状況である経営戦略を、令和2年度に併せて策定しております。こうした計画に基づき、平成30年度には下水道の志比浄化センターを廃止し、令和2年度には同じく下水道の松岡吉野地区農業集落排水施設を廃止した上で、それぞれ隣接する公共下水道に統合するなど経営のスリム化を進めてきました。また、令和3年度から、下水道の永平寺中央浄化センターの本格的な更新への取組も始めております。

上水道においては、令和4年度に町内全域を対象とした水道施設更新計画の策定を予定しており、喫緊の課題である施設老朽化に対して着実に対応を取ることとしております。

今後も町民の皆様が安心して使用していただけるよう、計画的な上下水道施設の改良や更新に努め、安全で快適な環境づくりに取り組んでまいります。

続いて、学校教育課について申し上げます。

令和元年度から続いておりました学校のあり方検討委員会が今年1月をもって検討を終了し、3月3日に検討委員長から教育長に答申書が提出されました。

答申書は、第3次行財政改革大綱実施計画における一項目でありました小中学校の適正配置や、地域と連携したふるさと学習の進め方などについて3,800

名を超える町民からご回答いただいたアンケート調査や、7回にわたる委員会での議論により、今後の永平寺町における教育環境の在り方がまとめられております。

今後は、まず教育長、教育委員、校長会代表などの間で今後の方針を協議した後、庁内での検討を経て再編方針のたたき台を作成し、議会にもお示しいたします。このたたき台を持って夏頃から地元説明会を始め、説明会でいただいた町民のご意見を基に、令和4年度内には町としての方向性を出していきたいと考えております。

防災教育においては、今年度は初年度ということもあり、小学校も中学校も同じ内容としておりましたが、防災士の会や関係各課との協議の結果、令和4年度からは、小学4年から中学2年の5学年でそれぞれ内容を変え、学齢に応じた内容のカリキュラムを積み上げていくことといたしました。

子どもたちからは「家へ帰ってから家族とハザードマップ等を確認した」というようなことも聞いており、防災教育を継続していくことで、児童生徒やその家族の防災意識や知識の向上に大きな役割を果たしていくものと考えております。

老朽化が進む学校施設の安全確保については、毎年、各学校から要望箇所を全て現地確認した上で優先度を決め、実施箇所を決定しております。今後もこの取組を継続し、児童生徒の安全確保はもちろんのこと、地域の防災機能強化の観点においても、緊急性の高いものから効率的な整備に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、来年度も28名の学校教育支援員を町単独費により配置し、他の市町以上のきめ細やかな教育を提供するとともに、学校運営支援員や部活動指導員、外部指導者を積極的に活用することにより、教員の負担軽減及びそれに伴う児童生徒と関わる時間の確保を図ってまいります。

続いて、生涯学習課について申し上げます。

文化芸術振興事業においては、昨年11月に、ふくいブランド大使でもある著名な写真家・エバレット・ケネディ・ブラウン氏のプロデュースによる国内外の芸術作家の作品を集めた芸術展覧会と3つのワークショップを開催いたしました。この展覧会は、アートで地域を活性化させるふくいArts Center and Residenceプロジェクトの第1弾として、13か国17人のアーティストがそれぞれの解釈でZENを表現した作品を展示したもので、鑑賞した多くの方々から好評をいただきました。

令和4年度においては、外国人芸術家の方に町内に一定期間滞在していただき、

町民の皆様をはじめ県内外の多くの方に、芸術を通じた交流の場を提供してまいりたいと考えています。また、展覧会やワークショップについても継続して開催させていただき、福井県や各種関係機関と協働して文化芸術分野の振興を図るとともに、地域活力の創出や活性化につなげてまいります。

長年の懸案事項となっております、希薄化している青年層の地域づくり活動への参画についても、軸足を置いて取り組んでまいります。世代を超えた地域づくり活動への支援や環境づくり、意識や意欲の向上の制度づくりなど、計画性を持って進めてまいります。

子ども会のジュニアリーダーによる活動が活発化するなど、これまでの地域づくり活動が少しずつ実を結ぶ中、今後も、若者が生き生きと活動するまち、「すべての人が笑顔になる町」を目指して取り組んでまいります。

文化財に関する事業におきましては、文化財調査員により四季の森複合施設地下の遺物などの整理が進んできているほか、文化財の展示や講座の開催などを計画的に実施しています。令和4年度においては、複数年の計画を持って、町内文化財と各地区に現存する彫刻や仏像などについて、現状調査を進めてまいります。

永平寺町スポーツ協会においては、これまで事務局業務を生涯学習課が担っておりましたが、令和4年度からは同スポーツ協会の専任事務局にて運営いただくことになりました。これにより、協会による自主的、主体的な活動がなされることとなり、より町民ニーズに即した事業が行われることと期待をしているところであります。町といたしましては、引き続き、活動や運営の支援をさせていただきながら、社会体育の振興に努めてまいります。

続いて、消防部局について申し上げます。

昨年、永平寺町内にて建物火災はゼロ件と大変喜ばしいことでありましたが、先月の新潟県村上市で発生した工場火災では多数の貴い命が奪われました。過去に本町でも起きました痛ましい工場火災事故を二度と発生させないため、予防事業関係で強化している防火査察と併せた往復はがきによる消防用設備等の点検指導を継続して実施し、安心して安全に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

消防団体制につきましては、昨年11月に永平寺町消防団上志比地区消防施設が完成し、運用を開始しております。さらに、今月下旬に総務省消防庁、消防団無償貸付事業による救助用資機材搭載型消防ポンプ車1台の貸付けを受けることとなり、上志比西分団に配備し、新年度より運用を始めることとしております。引き続き、無火災継続を掲げ、火災・災害対応に努めてまいります。

救急対応につきましては、昨年1年間の救急件数は644件で、前年と比較しますと105件の増となりました。これは、コロナ禍の影響を受け、外出の自粛、病院受診を控えたことなどを受けて減数しておりました救急件数が、ワクチン接種や新しい生活様式が定着したことにより例年並みの件数に戻ってきたことによるものです。

一方で、現在、新型コロナウイルス感染者が自宅で療養していることで、容態の悪化等による救急要請もあり、新型コロナ対応の救急搬送では、救急隊員の感染防止、救急車の出場後の消毒など、感染防止策を講じております。このような中、新型コロナ感染者への対応をはじめあらゆる救急事故事案に対応すべく、最新の資器材を装備した救急車を整備し、ますます需要が高まる救急対応に万全を期してまいります。

学校や福祉施設等の公共施設に設置していますAEDについては、施設利用者が安心して利用いただけるよう、21施設分のAEDを更新し、適正な管理に努めてまいります。

また、コロナ禍においても応急手当法や心肺蘇生法などの救急講習会は必要不可欠であります。容態が急変した人の命を守り救うため、インターネット等の活用や、3密を避け感染対策を万全に整えた講習会場を確保するなどの対策を講じた上で講習会を実施し、さらなる救命率向上に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政運営に当たり重要施策について述べさせていただきましたが、各施策の推進に当たりましては、これまで以上に関係部局がしっかりと連携し、より効果が発揮できるよう取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案いたします案件について御説明申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、令和4年度永平寺町一般会計予算をはじめとする予算案件19件、条例案件7件、人事案件2件の計28件でございます。

予算案件のうち、議案第4号令和3年度一般会計補正予算につきましては、総額といたしまして4億4,740万8,000円の補正をお願いするものであります。人事院勧告や、職員異動による人件費の補正、新型コロナウイルス感染症対策事業として、公共施設への空気清浄機設置、新型コロナワクチンの5歳から11歳の接種、3回目のワクチン接種を前倒しして実施するための経費などを計上するものでございます。

令和4年度の当初予算は、人件費や社会保障費などを中心とした義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算としております。骨格予算で計上されなかった政

策的経費や新規事業などの経費については、補正予算として今後対応していくこととしております。

まず、一般会計におきましては、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと総合戦略に基づき実施していく福祉、教育などの住民生活に密接に関わるものや継続事業について予算化し、円滑な事業の実施に努めることを基本としております。

これにより、一般会計の当初予算額は83億5,635万1,000円、前年度に比べ1億440万2,000円の減額、率にして1.2%減となりました。

これに見合う主な歳入については、町税19億8,237万6,000円、地方交付税38億6,000万円、国庫支出金6億2,633万1,000円、県支出金5億6,941万1,000円を計上するとともに、地方債の借入れを計上いたしております。

次に、特別会計の主なものとしましては、後期高齢者医療特別会計において、高齢化の進行に加え、団塊の世代が被保険者に移行することに伴い被保者数の増が見込まれることから、前年度に比べ5,741万1,000円の増額となっております。

また、町立在宅訪問診療所特別会計においては、要介護認定者数の増加や在宅医療ニーズの高まりを受け、前年度に比べ2,554万7,000円の増額としております。

特別会計の予算総額は50億2,327万円、前年度に比べ3,267万7,000円の増額、率にして0.7%の増となっております。

この結果、一般会計、特別会計に企業会計の収益的支出と資本的支出の合計5億5,115万3,000円を合わせた令和4年度の予算総額は、ほぼ前年度と同額の139億3,077万4,000円となった次第であります。

そのほか、令和3年度末の財政調整基金残高は約21億円の見込みとなり、不測の財政需要にも備えることができると考えております。

一般会計における令和4年度末での町債残高見込額は、前年度より5億3,559万2,000円の減額となり、81億3,113万3,000円となる見込みであります。

今後も新規の起債発行額を起債元金償還金額以下に抑制し、引き続き、町債の計画的な償還に努めてまいります。

条例案件のうち、議案第25号永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の育児・介護休業法の改正内容を踏まえた

対応によるもので、職員の採用時から育児休業、介護休暇等の円滑な取得と育児等と仕事の両立を支援する体制の整備を図るため、条例の一部を改正したいとするものでございます。

その他の案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

(午前11時06分 休憩)

---

(午前11時15分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 承認第2号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、承認第2号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第2号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の専決予算は、永平寺南地区並びに吉野地区において現在実施しています近助タクシーの試走を引き続き3月においても実施させていただきたく、運行管理業務等の経費の予算を計上させていただいたものです。

令和4年2月10日付にて専決させていただいたものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、私より、承認第2号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

説明につきましては、以前全協で使用させていただきました予算説明資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

令和3年度2月の専決でございますけれども、歳入歳出補正額100万4,000円を追加し、補正後予算総額を92億8,089万円とお願いするものでございます。

歳出予算説明書の右側上段でございますけれども、交通促進会計年度任用職員給37万円、下段、一般管理費、交通促進事業63万4,000円、合わせまして100万4,000円の補正は、志比南地区、吉野地区で試走してございます近助タクシーの住民ニーズを把握するため、3月においても試走させていただきたく、運行に必要となる人件費及び運行管理費委託料を予算化させていただいたものでございます。

以上、承認第2号、一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第 5 議案第 4号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 6 議案第 5 号 令和 3 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第 8 議案第 7 号 令和 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 9 議案第 8 号 令和 3 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 9 号 令和 3 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第 11 議案第 10 号 令和 3 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第 12 議案第 11 号 令和 3 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

～日程第 13 議案第 12 号 令和 3 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第 5、議案第 4 号、令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 13、議案第 12 号、令和 3 年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程をいただきました議案第 4 号、令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第 12 号、令和 3 年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 号、令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、議会費関係として、議場にマイクロフォンの増設。総務費関係では、人事院勧告や職員異動による人件費の補正、新型コロナウイルス感染症対策事業として公共施設への空気清浄機設置、また、財政調整基金や減債基金への積立てなどの増額補正をお願いするものでございます。

民生費関係としましては、障がいがある方の自立支援に係るサービス給付費、子育てをされている世帯の方、また在宅生活において各種サービス利用が必要な

方への支援のための予算を計上するものでございます。

衛生費関係としましては、新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳、また、ワクチンの3回目接種を前倒しして実施するための予算を計上するものでございます。

土木費関係の予算としましては、本年の除雪出動回数の増による委託料、また、国の補正予算に伴う道路事業の実施に向けた予算。教育費関係では、新型コロナウイルス感染対策に係る保護者負担の軽減を図る予算など、総額といたしまして4億4,740万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、普通交付税の額の確定による増額、新型コロナウイルス感染症対策事業など事業費の確定による国県支出金の増額及び減額補正、財政調整基金繰入金の減額や町債の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号から議案第11号までの特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、令和元年度給付分の精算に係る納付金と令和2年度に交付された交付金の事業精算により返還金が生じたことにより、補正をお願いするものでございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、広域連合への納付負担金が増えたことにより、補正をお願いするものでございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、人件費関係の補正と保険給付費におけるサービス利用や対象者の増減による給付費の精算により、在宅系及び施設系サービス給付費の増減額や、介護予防に係る委託料などの補正をお願いするものでございます。

町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては、診療件数の増により診療経費が増加したため委託料に不足が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、人件費関係及び令和6年度から実施する企業会計方式に向けた下水道事業基金積立金の計上、松岡地区の下水道処理量の増による委託料の増額補正をお願いするものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、下水道事業特別会計同様、令和6年度から実施する企業会計方式に向けた農業集落排水事業基金積立金を計上させていただいたものでございます。

土地開発事業特別会計補正予算につきましては、不動産売買仲介手数料が不要になったこと、土地取得に係る住宅取得促進事業補助金交付が令和4年度以降と

なる見込みから、減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

収益的支出の補正は、原水及び浄水費に係る出水ポンプ等電気料の増加に伴う増額補正、資本的支出の補正は、人事異動等による職員給与費等の減額補正をさせていただくものでございます。

以上、議案第4号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第12号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより、議案第4号から議案第12号までの9件について、1件ごとに審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

議案第4号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、これより第1審議を行います。

理事者から令和3年度3月補正予算説明書を頂いておりますので、それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

財政課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第4号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての説明をさせていただきます。

説明は、補正予算説明書にて説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出補正額4億4,740万8,000円を追加し、補正後、歳入歳出予算総額を97億2,829万8,000円とお願いするものでございます。

各所属におけます歳入につきましては、4ページ、5ページに記載のとおりでございます。

今回は、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ではまず、6ページをお願いいたします。

左側、議会費、新型コロナウイルス感染症対策事業460万円の補正は、議場に赤外線マイクروفोन16台の増設費用を予算計上させていただくもので、国のコロナ対応地方創生臨時交付金380万円を充当しているものでございます。

同じく6ページ、右側をお願いいたします。

一般管理費、えちぜん鉄道利用促進事業30万円の補正は、えちぜん鉄道活性化協議会の負担金が確定したことから、増額をさせていただいたものでございます。

次に、7ページでございますけれども、一般会計における人件費補正額の一覧でございます。

人事異動及び人事院勧告等によりまして、特別職及び一般職の各款ごとの補正額を計算させていただいているものでございます。で、補正総額でございますけれども、一番下、下段右下の3,460万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、防災安全課関係、9ページをお願いいたします。

防災費、新型コロナウイルス感染症対策事業845万2,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策用の消毒液などの消耗品及び公共施設に配置する空気清浄機45台、災害用トイレ6台の購入について、予算をお願いするものであります。なお、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございます。

同じく右側、財政課関係、財産管理費、基金積立金3億3,265万7,000円の補正は、普通交付税が予算計上額と比較し4億5,000万多く交付されております。こうしたことによりまして、地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積立てのほか、令和3年度普通交付税追加交付分のうち令和3年度に発行する臨時財政対策債の今後30年間の償還金相当額8,265万7,000円を減債基金に積させていただくという予算を計上させていただいたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

企画費、宅地開発推進事業296万7,000円の補正は、令和2年度に繰入れした土地開発基金に返還するための財源が不足することから、一般会計から特別会計への繰出金を予算化させていただいたものでございます。

14ページをお願いいたします。

左側、障害者自立支援事業3, 000万円の補正は、短期入所や就労継続支援など、障がいをお持ちの方のサービス利用者の増加が見込まれることから、扶助費の増額補正をお願いするものでございます。

また、右側、地域生活支援事業83万3, 000円の補正につきましても、ストマなどの日常生活用具の利用増が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

保健衛生総務費、町立在宅訪問診療所特別会計繰出金787万8, 000円の減額補正は、診療収入の増や国庫補助金の収入によりまして繰出金の額を減額させていただくものでございます。

右側、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業1, 642万5, 000円の補正は、5歳から11歳までのワクチン接種に伴う接種委託料や、本年度実施の3回目の集団接種、個別接種に係る費用などの補正をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

右側、児童措置費、子ども医療費助成事業300万円の補正は、ゼロ歳から未就学児及び高校生の医療費増加に伴う扶助費の増額をお願いするものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

右側、中山間地域総合整備事業2, 940万円の補正は、令和3年度の予算の実績が増えたことによりまして、増額補正をお願いするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

左側、道路橋梁維持費、除雪事業6, 000万円の補正は、これまでの除雪委託の実績と今後の——当時ですけれども——出動見込みによります額の補正をお願いさせていただいたものでございます。

右側、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業2, 200万円の補正は、国の補正予算による追加事業の実施により補正をお願いするもので、花谷牧福島線（旧416・勝山街道）の舗装補修工事を実施させていただきたく、増額補正をお願いするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

右側、社会教育総務費73万8, 000円及び、次のページ、29ページ左側、保健体育総務費17万6, 000円の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、公民館であるふるさと学習館のWi-Fi整備、また、町立図書館、B&

G 体育館の網戸設置に係る予算の補正をさせていただくものでございます。

次に、繰越明許費について説明させていただきます。

繰越明許につきましては、別添でございますけれども、15 事業についてお願いしているものでございます。

なお、この事業の中で6 事業につきましては、3 月補正におきまして新型コロナ感染症対策事業として計上させていただいたものでございます。

地方債の補正といたしましては、臨時財政対策債9,100 万円の増額発行、合併特例債といたしましては、農林水産事業費、農地費の中山間地域総合整備事業負担金といたしまして1,800 万円、土木費の道路新設改良工事としまして2,200 万円の発行を予定し、この限度額の補正をさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますけれども、令和3 年度永平寺町一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9 番、長岡君。

○9 番（長岡千恵子君） ちょっと分からないんで質問させていただくんですけども、24 ページの右側、社会資本整備総合交付金事業というので補正額2,200 万円の増額補正が出ているんですけど、その下に特定財源として社会資本整備総合交付金が1,144 万円と合併特例債が2,200 万円というふうになっているんですけど、その特定財源のほうは補正金額よりも多くなっているんですけども、これでよろしいんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） この道路新設改良費の社会資本整備総合交付金ですけれども、この事業のみではなくてほかの事業もございました。今般、もともと当たっていなかった事業につきまして特定財源が来るということで、この金額を計上してございます。今の合併特例債につきましても同じように、この2,200 万全額が合併特例債というものではなくて、いわゆる国の補助金と合併特例債を使ってこの2,200 万円ということになるので、ほかの事業と合わせた金額でこの道路新設改良費につきましては補正をさせていただいたと。ですから、この事業のみではなくて財源構成の部分が含まれているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私、町もいろいろあるでしょうからということで、その補正についても質問したい内容についてちょっとお知らせをしてあります。

今回、4ページに歳入のほうの一覧というのが出ていますが、ここでは基金繰入金、2億9,000万円予定していたのがなくなったということで大きく分かるようになってきていると思うんですね。ですが、基金積立ですが、会計、その3月の補正というのは大体そういう、これまでやってきたことへの一つのけじめをつけて余ったお金を積み上げるという、これまでの説明では、余ったお金の2分の1は積み上げるということで言われてきたと思います。

ただ、基金の繰入金が2億9,000万円なくなったということは、町の独自のお金を切り崩さなくてもよかったと。さらにこの間、コロナ対応として交付金が、国から交付があって1億8,000万ぐらい来ていたという状況もあります。これを9ページのところでは、基金積立として3億3,265万7,000円、利息分の積立もありますけれども、これで基金の積立合計は、財政調整基金については先ほど所信の中で21億円ですか、町長が言われていたんでそれは分かるんですが、その他基金も含めて合計幾らになるのか。このうちの3億3,000万円ですか、ぐらい積み上げると4つで45億ぐらいになるのではないかなって思うので、その辺をお聞きしたい。

それと、減債基金に積み上げ、それは悪いことではないと思うんですよ。いいことやと思うんですが、普通ですと、国からこれは減債基金に積み上げなさいということで指示があって、減債基金というのはこれまであった時代があったと思うんですね。だから、国から特別枠がないのにこういうことをするというのは、先ほど説明はあったんですが、ぱっぱぱつと言われるとあまりよく分からないということをおきます。

町債のところでは合併特例債、積み上げの目的はということもちょっとお聞きしたいなと思っています。ただ、今、コロナ禍で国から特別のコロナ対応の地方創生臨時交付金というのが来ているときに、いわゆる災害時、町も当初は基金を一定取り崩して各種事業に対応する予定やったと思うんですが、それがこの決算を見てみるとできていないのではないかと。何かここ近年ずっとこういう状況が続いていると私は思っているんで、そこを聞きたいと思うんですね。

ちなみに、国の補正では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金のこの

内容を見てみますと、1つは事業者への支援、2つ目は生活、暮らしへの支援、3つはエネルギーが高騰している中での対応策などが示されていると思うんですね、補正の中では。これでいくと、これまでちょっと触れましたけど、灯油の高騰支援や福祉灯油としての使途、目的もその中には示されているんですけども、そういうのは本町では取り組まれていません。その辺はどうなのか。

農林の関係については一般質問でも出しているんですけど、町長の所信にもあったように、経営努力ではちょっと解決できん状況がここ何年も続いているんですね、原価割れというのは。その辺こうやって余らせて次に送るといって、基金を積み上げるという計画で示された中で、なおかつこういう問題について触れてないのはどうなのかなど。

これ一遍に質問したほうがいいんですね。

総務の関係ですけど、職員給与の問題がありますけど、これはいわゆる国がエッセンシャルワーカーの処遇改善を示されました。それで具体的な内容についてはあまりよく分かっていないんですね、どうされたか。会計年度任用職員は3%上げたよという報告はありましたけど、具体的にどうなっているのか分からなくて、そこはしっかりしておかなあかんのと。

国がやっぱりちゃんと年度内に条例も含めて手当をしておくようにという指示もされているんですけど、例えば一つの例として包括支援センターの職員の平均賃金は幾らかってちょっと示したんですが、これも職員の人件費の単価見直しを委託しているのなら、契約の中できちっと改定しないと今回は駄目ではないか。そうしないと向こうは引き上げられないですよ。そんなことも含めてどう考えているのか。特に保育士なんかはこの間、行革の下にここ20年ぐらいの間に、いわゆる特殊手当というんか特別手当がどんどん削られてきた経過があります。そういうのも含めてどうしていくのか、どうもちょっと見えない。

あと、学校の問題では、いろんな学校の、各校の改修の補正なんかがあるんですけど、ここは防災との関係で避難所を整備するなら、この際、やはり小学校なんかは私の目につくところでも一定程度の学校のトイレの洋式化はされてきているんですけど、やっぱりされていないところも随分残されている。早く取り組んだところほど、取り組まれた、それは町の努力で早くしてもらったんですけど、全体としてはまだ行き渡ってないところもあるので、そういうのを、こういう金余ってしまうようなことを考えるのなら、やっぱりこういう対策の中でこそすべきでないかなということ国は示しているんでないかなと思うんですけど、その辺いか

がでしょう。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず基金の残高といったものでございますけれども、令和2年度末におきます財政調整基金残高は18億4,700万、令和2年度積立分として1億1,200万、平成31年度分は7,600万を積み立てて、今回の補正としましては2億5,000万を積立させていただき予定です。このことによりまして、財政調整基金そのものは21億円の、一応今現在の見込みでございます。一般会計の基金総額といたしましては、基金合計は大体45億弱が現在の基金の残高でございます。

今ほど言われました減債基金の話でございますけれども、これ国から来ている通達でございますけれども、令和3年度の補正予算への対応といたしまして、普通交付税の再算定がされるということとなりました。このため、令和3年度に限り基準財政需要額、いわゆる交付税の算定の数値でございますけれども、費目の中に臨時財政対策債償還基金費というものが創設されることとなる予定でございます。このため、令和3年度分の臨財債ですけれども、今年度以降は償還金が算定されないということで、この措置に対応するため、減債のための基金を積んで将来の公債費負担に対応していただきたいといった国からの指針がございます。こうしたことから、今般交付されます予定の8,265万7,000円の金額につきまして減債基金のほうに積みさせていただいたといったものでございます。

次に、合併特例債を積み上げる目的は何ということですが、合併特例債は令和7年度まで今後発行可能ということになりました。本来、町の一般財源を投入して、新町建設計画に記載されている事業を実施すべきところですが、この合併特例債、交付税の基準財政需要額に70%算定されるというものでございます。町といたしましても、令和7年度までこうした事業に一般単独事業を合併特例債使えるものであるものについては、今後とも充当事業として実施していきたいといったものでございます。

財政課は以上でございます。

○議長（奥野正司君） 会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） すみません。基金につきまして、財政課長の説明のほうで誤りがありましたので、ちょっと訂正させていただきます。

一般会計のほうの基金の残高につきましては約44億円となります。今、積み上げもあるんですけれども、令和3年度につきまして、すこやか子育て基金のほ

うで1億5,000万の取崩しをさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症対策のほうでは500万ほどの取崩しという形になりまして、最終的には、残高としましては約44億円という金額になります。

以上です。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 先ほどの金元議員さんのご質問にありました米価下落への対策、何もしないという内容のご指摘やったと思いますが、昨年度におきましては、何遍もお答えはいたしていると思うんですけども、農業経営収入安定事業を昨年度にはまず行っております。

それに、ほかの対応としましては現在いろいろ検討中でございます。ただ、タイミング的なこともございまして、今、ほかの直接的な経営に対する補填をしようと思いますと、まず一つ挙げますと、生産調整との整合性を図ることがまず必要になってくると考えております。こういったこと、まず一つにつきましては生産調整との整合性、あと、平等かつ有効な制度設計とするにはまだまだいろいろ検討、クリアしていかなあかん課題があるというふうに考えております。その中でいろんな角度から、米価下落に係る営農継続のための支援策については今後ちゃんと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今ほどの当町の処遇改善の内容につきましてですけども、あくまでも国の通達、指導によって執り行っているところでございます。

当町が対象としております職種につきましては、保育士、幼稚園教諭、保育支援員、児童クラブの指導員、園勤務の看護師、調理師という形で処遇改善を行っております。国の通達によりましても、給料の3%程度の賃上げということで、それを給料表に当てはめると約4号給のアップになるということで、当町としましては基礎号給をそれぞれ4号給ずつ引き上げるという形で取り扱っているという状況でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） この補正に学校のトイレの洋式化が計上されていないのはなぜかという趣旨のご質問をいただいております。

トイレの洋式化の現在の状況ですけども、トイレ全体の80%が洋式となっ

ております。

どのように進めているかということにつきましては、各学校からの要望を受けまして優先度が高いところから実施しているということで、今年度も進めているところでございます。また、避難所という観点からも洋式化が必要ということにつきましても、防災安全課と協議を現在進めているところでございます。というところで、この補正には計上しておりません。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） すみません。先ほどの処遇改善のところでは1点説明不足がありましたけれども、当町の場合には、条例ではなくて会計年度任用職員の規則の改正によって処遇改善を行っております。あくまでもその対象としておりますのは会計年度任用職員としておりまして、正規職員につきましては、賃金を見ますと全国平均よりも上回っておりますので、今回の処遇改善の対象外としております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 地域包括支援センターの職員についてご質問いただいたと思います。

特に契約の中で条項を設けることなく、必要な金額については委託先と協議して設定しておりますので、大丈夫ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今年2年間、このコロナ禍の中で、ちょっと本当に異例の予算の組み方といいますか執行になったと思います。本来、2年前ですと平時の予算を組んだ中でコロナが起きまして執行できないもの、また当時は想定していなかったコロナ対策ということが、臨時議会とかを開かせていただいてやらせていただいた、その中で国も交付金という形で応援をしてくれる。また、昨年度も予算を組むときには、繰越しはありましたけど、まだどういった交付金が来るか分からない中で、交付金を当てにしているわけではないんですが、予算を組む。昨年度も、おとしはできなかつたけどひょっとしたら今年はまだできるかもしれないからちょっと予算を組んでおこうとか、そういうふうな、これは議会にも説明しながら組んでいただき、やっぱりできなかつたから落とす。それとは別に、コロナの状況も第6波まで来て、その一波一波置きにそのときに求められている支援など、そういった状況も変わってきているということで、どうしてもこの2

年間の予算の執行というのは、もちろん議会に説明しながら進めさせていただきましたが、そういったふうになってきているのもご理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、原油が高騰している中で、去年は、やはり原油の高騰も全ての多くの町民に影響する案件で、永平寺町が灯油券を皆さんに配るというのも一つかもしれませんし、今、国がやっているように、スタンドに何か応援をするというのも一つかもしれませんが、生活の中でのガソリンという中で、やはり公平なのは、もう一つは、事務的にもスピーディに持っていけるのが水道料の減免、それはやっぱり生活の中で水道料を少し町が応援することによって原油のそういったところを補っていただければとかいう、そういった思いもあります。

また、引き続き原油も高くなっておりますし、国も対策を打っている中で、そういった生活支援、水道の減免、またいろいろ違う方法もあるのかなとも思いますので、そういったのは年度ではなしに、年度を超えた政策としてしっかりこれからも対応をしていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） 例えば今の燃料高騰の問題で言いますと、今年は除雪への支援ということで各地域のガソリン代とか油への補助ということで全地区に出されたというのは、それは率直に、区長からも「本当にこういう金がみんなです使える」。結局僕は申請なんかはしていませんけど、ほかの人たちはやっぱり積極的に、フォークリフトなんか出してもらっている人なんかにはそういうのを回そうというのを区長らと一緒に話した覚えがあります。これは本当に評価できると思うんです。

ただ、こういう災害時の予算の使い方ですが、以前も国の経済対策としてのいろんな補正がついて交付金があっても、それを全額使うことなく基金を積み立ててきたという、言葉は悪いですけど、前科があるんですね。そういうことをやられている中で続いてくると、どこかで、やっぱりこういうときにはほかの地域では基金取り崩して、町の自分たちの基金を取り崩していろんな生活支援や地域の支援に充てているということもあると思うんでその辺を。やっぱり3月の補正って去年度やら今年度は非常に大事やと思います。そこは町長の改選ということでそういう大変な時期もあったんかもしれませんが、町民はやっぱり一緒に、町長選挙があろうとなかろうと苦しいのは変わりませんので、その辺は十分考えたお金の使い方をしてほしいということを率直にお願いしたいと思います。

あと、包括支援センターの職員の給与の問題でちょっと触れたんですが、つまり外部委託、ほかの人たちが入ってきて同じ職場で仕事をするというのは、行政のこれまでの、これも言葉は悪いですけど、常套手段で、割と安上がりという一つの方向の線上での問題ですね。だから、今度、国が言ったエッセンシャルワーカーの、看護師の場合はたしか1万3,000でしたよね、月額引き上げるのは。あと保育士さんとか介護に携わる人たちは9,000円と。大体平均で10万円違うんでないか、月ですよ。だから桁が違うんでないかという声もあるのでその辺は十分見直して、単価もこういうときにはやっぱり率直に見直して示していくことが、行政が委託しているその委託金の中での関係になりますから、ぜひ率直に考えてほしいと思います。

あとは、いろいろ考えているということがあるのでこれ以上は言いませんけど、やっぱり年度末の補正予算は、その年の最後にどういう町民への施策をやるかということでは非常に分かりやすい、見えやすい予算計上になりますので、そこは十分考えて取り組んでいただけたらと僕は思っています。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 当然、今ほど言ったこういった非常災害時、基金を取り崩してでもということでございます。

ただ、令和3年度の普通交付税、今回は補正させていただいたんですけれども、普通交付税だけで3億5,887万6,000円、これは前年度と比較して2億2,800万円ほどの増でございます。また、対前々年度、平成31年度と比較しても3億6,700万ということで、当初見込んでおりました普通交付税が減ってくるであろうという見込みではなくて、今現在、普通交付税が増えてきているということで、そうしたことが要因となりまして基金への積立てもさせていただきました。

やはり令和2年、3年につきましては、こうしたコロナということで国から交付金も来てございます。町といたしましても、その交付金を使わせていただいてやる事業についてはそれをまず活用させていただく、なおかつ町として必要となる事業については当然のごとく、やはり基金にて柔軟な対応をしていきたいというのが財政課としての方針でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） 多分、基金の積立teについては、いわゆる最後になって借入れたというんですかね、起債を起こしたその内容も私は区別しています。本当

に会計の余りというわけでなしに、目的があってやっぱり借りたり積み立てたりというのはあると思うので、そこはちゃんと私も見なあかんなと思っているところですよ。

あと、町長の所信にもいろいろあった中で、今後検討をしていくとかいう問題もありますので、その辺はまた一般質問や次の予算審議の中でも聞いていきたいと思えます。今回、町長の所信、本当に具体的にかかなりの時間をかけて行われたと思うんです。それも非常に分かりやすかったと思うんです、どういう姿勢で臨むか。それがいいか悪いかは別ですよ。

ですから、特にこういう年度末の補正予算についてはどうあるべきかという姿が現れるので、十分考えて臨んでいただきたいなと思うところです。

以上です。

○議長（奥野正司君） ちょうど12時になりましたが、ここで休憩していいですか。  
暫時休憩します。

(午後 0時03分 休憩)

---

(午後 1時03分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑を継続します。

川崎議員、よろしいですか。

○10番（川崎直文君） はい。

○議長（奥野正司君） 川崎議員。

○10番（川崎直文君） 10番、川崎です。

26ページの右側、中山間地域総合整備事業、補正の理由のところ令和3年度の事業費が1億9,600万円の増額、当初予算では1億6,000万ということですが、この1億9,600万円の増額の中身について……。

○10番（川崎直文君） 事業名今言うたんですけれども。中山間地域総合整備事業です。この1億9,600万円の増額の内容について確認したいと思います。

それから、もう一つ。これもちょっとページ数またややこしいな。黒い字で書かれている28ページの右側の新型コロナウイルス感染症対策事業、説明がありましたように、オンライン会議やオンライン講座ができるようにふるさと学習館にWi-Fiを整備したということがあるんですけれども、これはほかの公共施設、こういった施設でのその整備状況はどうなのかということを確認させてくだ

さい。

以上です。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまの件でございますけれども、追加した1億9,600万円は当初、令和4年度に発注予定のものでございました。これにつきまして、県営事業ですけれども、令和3年度の予算措置がなされたということで、県のほうが3年度中に発注するというところでございまして、それに合わせて1億9,600万の15%分を3月補正するものでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） W i - F i 整備に関しまして、ほかの施設はどうかということでございますけれども、ほかの施設に関しましては、令和2年度の12月の補正予算にて、例えば松岡公民館、上志比公民館、吉野公民館、御陵公民館などなどほとんどの施設に入れたところでございますけれども、今回、ふるさと学習館は入ってなかったということもありましたので、必要性を感じまして入れさせていただいたということでございます。その他、消防本部、本庁なども入れてございます。よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） 川崎議員。

○10番（川崎直文君） 最初の令和4年度の先取りということですけど、具体的な事業はどんな事業なのかということとは分かりませんか。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） その1億9,600万円の、その分だけのちょっと説明ということでなくて4年度の内容になりますけれども、4年度が最終年度になります。今回補正分以外で残る工事といたしましては、第2号用排水路いわゆる神明下用水組合の用水のところのパイプライン工事と、轟の暗渠排水と同じく轟地区における客土工事、谷口地区における第1号の排水路工事というものが4年度に発注になる、4年度当初予算の分の工事となる予定でございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

11番、酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 私も同じくふるさと学習館のW i - F i 整備事業のことでもう少しお伺いしたいんですけれども、28ページ右側ですね。ほかの公民館は

ほぼWi-Fi整備されていて今回はふるさと学習館ということで、コロナになった一昨年、生涯学習課はすぐに公民館講座も、行政チャンネルで講座を放送され、その対応が早くてすばらしくて、公民館などへのWi-Fi整備というのも環境整備していただくことも大変すばらしいことと思っています。その中で公民館、生涯学習事業の中でオンライン会議、オンライン講座でこのWi-Fiを活用するということって結構難しいなと私もちょっと考えることがしばしばあるので、どういった活用の仕方をされているのか、その活用がうまいことしているからふるさと学習もつけようという話やと思うので、どういった形で活用されているのかをお教えてください。

あと、ちょっと戻りまして19ページ右側のところ、鳥獣害ですけれども、「鳥獣の捕獲頭数が減少し」というところですかね、これは発見される数などが少なくなったというお話なのか、15%ほど金額的には予定より少なかったのかなというところすけれども、鳥獣の数が少なかったのか、活動がなかったんで頭数が減りましたというお話なのか、ちょっとなぜ減ったのかというところをお教えてください。

あと、24ページの左側、除雪ですけれども、今年の雪対策の振り返りとか、昨年などと比較してどうであったかなど、行政などで共有されていることがあったらお教えいただきたいです。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） Wi-Fiの活用ということでございますけれども、やはりコロナ禍においていろんなオンラインの会議も当然やっていますし、例えば一番よくやっているのは、公民館の主事、職員同士のウェブ会議といたしますか、そんなので頻繁に使っています。また、利用者の方が、コロナとは直接関係ないときもありますけれども、皆さんが、利用者の方が使うというふうなこともございます。当然このふるさと学習館においては、最近利用され出した方々がぜひというふうな声もありましたので、それも踏まえて今回考えたところでございます。

あと、その他、昨年といたしますか、はコロナ禍でありながら講座も行っていた部分もございますので、数多くのオンラインの講座をしたわけではないですけれども、そういった利用も数回は行ってきたというところでございます。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） すみません。先ほどの川崎議員さんの答え、ちょっと訂正がございます。

1点、轟地区、北島鮎大橋のループ部分の付近で、九頭竜川から出水している頭首工のところも4年度に工事をします。それと、吉波の集落センターのところでも防火水槽設置というのも4年度の工事になります。

確認でございました谷口地区の用排水路につきましても残った部分、来年度、4年度で施工をすることになります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今年度の除雪の振り返りですけれども、平成30年と令和3年ですか、の豪雪とは違いまして、今シーズンはラニーニャ現象の影響下、とにかく周期的に雪が降ったということで除雪回数がとても例年になく多くなりました。今までの大雪を踏まえて、今シーズンは早めの対応といいますか、圧雪がとにかく気になるものですから、日中除雪というのを、回数かなり多くなりました。6日間、6回ぐらいは出たんでないかなと。日中に降った雪をそのままにしておきますと当然圧雪になりますんで、次の日の早朝の除雪に苦労するといったことから、日中除雪を行いました。

また、雪置場、当然一時的な仮置きになりますけれども、こちらのほうがいっぱいになると、次、除雪に入ったときにどうしても雪置場がなくてにっちもさっちもいかなくなるといったことで、早めの排雪作業というのを業者に指示をして作業を行っております。

また、歩道除雪のほう、こちらのほうも今シーズンはできるだけ早めの除雪、15センチ待たずに空けるといった対応も取ったところでありましてけれども、課題といいますか、通学路になってない歩道というのがあるんです。そういったところの除雪も今後ちょっとやっていきたいといいますか、やはり歩く人というのはいらっしゃいますので、そちらのほうをまた来シーズンに向けて検討していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 酒井議員さんの有害鳥獣について、これにつきましては、実際、鹿の頭数は物すごく増えております。逆にイノシシ頭数がほとんどないに等しいぐらいに減っております。ということで減になるわけですがけれども、活動自体は本当に活発にやっていただいております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） ちょっと細かいことですが、オンライン会議のWi-Fi設備のほうの確認で、一般町民の方も利用できるE I H E I J I T O W NのフリーWi-Fiをつけられたということによろしいですか。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） もちろん町内の方にも利用できるようにということで設置してございます。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

滝波議員。

○5番（滝波登喜男君） 令和3年度ももう終わりの補正ということで、1年度終わった大体的見込みも少しずつ分かってくるのかなと思っております。令和2年、令和3年と新型コロナで大きく今までの財政運営とは変わってきているんだろうなという中で、今から質問させていただきますが、個々にやっぱりコロナの影響なのかどうかということと、あと、その多くなった要因とかということも教えていただきたいんですが。

初めに、6ページのえちぜん鉄道負担金増ということですが、第2次支援スキームに基づいてとは別なんかなと思うんですけども、多分コロナ禍で利用者数は少なくなっているというところが原因なのかなとは思いますが、その辺の増額になった理由と、あと全体像をできたら示していただけたらと思います。

14ページ、地域生活支援事業、日常生活、件数が増えたということですが、これもコロナの影響なのかどうか、増えた要因について分析されていたらお願いをいたしたいと思います。

続きまして、15ページ、外出支援増ということですが、一般的にはコロナ禍で外出控えが多いというような予測が立っているんですが、それでも多くなったというのは何か、明るい兆しなのかそれともどうなんかなというようなことも、少し増になった要因を教えていただきたいなと思います。

17ページ、子ども医療費助成事業、8月以降から増加して全体で1,800件の予想が2,600件になったというような説明もいただいているんですが、その8月以降増加になったというのは、やはりコロナの関係なのでしょうか、それともほかの要因があるのでしょうか。教えていただきたいなと思います。

取りあえずその辺で。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、えちぜん鉄道活性化連携協議会の負担金でございますけれども、これは今般、えちぜん鉄道交通圏地域公共交通網形成計画を策定いたしまして、その策定の主体がえちぜん鉄道活性化連携協議会ということで、その計画策定によりまして業務委託等の額が確定したことにより、その協議会が主体となって策定しておりますので、その協議会のほうに支払いする負担金が確定したということで今回補正をさせていただいたものでございます。

なお、計画の策定内容につきましては、以前全協のほうでご説明をさせていただきまして、滝波議員からは、その五十幾つある事業の事業費はどうかというふうなご質問をいただいた中で、その計画表の中の実施主体が今後計画を実施していくということで、全体の事業費として、今はまだ決まっておりませんが、今後十分検討しながら進めていくということで計画策定の説明をさせていただいているところでございます。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、地域生活支援事業の日常生活用具給付の微増の件ですけれども、コロナの影響ではないと思われまして。どちらかという高齢化に伴う日常生活用具の増、障がいのある方も高齢化しておりますので、そちらに伴う増だと思っております。給付の内容としては、ストマであったり紙おむつであったりというのがメインになってきますので、コロナの影響ではないということで認識しております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 子ども医療につきましては、大幅な増加の原因は高校生の医療費が上がったことでございます。ただし、多少、昨年度と比べましたらコロナの影響を受けていると思っております。昨年度は自宅要請とかもございましたので、受診件数自体がかなり減っております。経済が動いてきた段階で、やはり医療機関にかかる児童が増えたということが要因だと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 失礼しました。

在宅福祉事業の外出支援の増でございますが、これは令和2年度において外出を控えていた方が令和3年度では外出していた。主に医療機関へのお出かけが増えたということで認識しております。

○議長（奥野正司君） ほか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） あと、ちょっとごめんなさい。福祉保健課長にちょっとお願いしたいんですが、14ページの障がい者の短期入所等かなり増えているということですが、これについてもコロナの影響というのはあるんでしょうか。ちょっと内容も含めてお聞きします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） こちらにつきましては、コロナの影響が出ております。在宅におられてご家族の方が支援できなくなったという場合には利用されているということは聞いております。

○議長（奥野正司君） 滝波君。

○5番（滝波登喜男君） この障がい者の自立支援のやつですけれども、要は急激に最近伸びているっていろんな、議会の中でも答弁をいただいているんですけれども、いわゆる対象者が増えたということか、それとも支援がいろいろあって充実してきたからこれだけ多くなってきたかとかというようなところはどのようになっているんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 対象となる方が急激に増えたということではないです。確かにサービスを使う方が増えてきた、その辺りは町内に、例えば就労支援事業所もできて充実が図られたというところでは、利用の促進が図られた、サービスの体制の環境が整ったとは言えます。対象となる方は、後ほどお答え、158人とか170人前後の絶対数の中でのサービスの提供体制でございますので爆発的に増えたという認識ではないんですけれども、体制が充実したということでご理解いただければと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどいろんな、滝波議員が聞いたので、私聞こうと思ったところがあったので、言っただいてありがとうございます。

1点だけ追加でお聞きしたいのが、今年度、2年、3年とコロナで、いろんな形で財政の運用が変わってきていると思うんですね。今までも長期、中期の財政計画が変わってくると、それに対していろいろ報告を受けていた経緯があったかと思うんですね。一応、令和2年、令和3年、急激に変化したことで変わってい

ると思うんですが、今、町長も再選され、今後新しく、ウイズコロナも含めていろんな財政計画を進めていく中で、やはり中期なり長期の財政計画、変わるかもしれませんが、そこら辺りのところを、先ほど基金の積立ての件であるとか、特例債の使い方であるとか、今後いろんな形の事業を展開するに当たってそういう財政計画が出てくるのかと思うんですが、それはいつ頃お示しいただけるのか。

もう2年、コロナの対策が終わってきた中から、今後の財政について、いつ頃その中期または長期の計画をお示しいただけるのか、そこら辺り、思惑とか思いとか、それがあつたらお知らせいただければと思います。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 昨今、コロナの影響もありますけれども、永平寺町を取り巻く環境もかなり変わってきているというのが現状でございます。昨年の場合でいきますと、合併特例債が延長になったというのは、これは町にとっては大変ありがたいこと。また、いいか悪いかどうかは別にして、過疎債の適用も今後考えられる。それと、やはりもう一つ大きいのは、今回は地方交付税が増えているというものの、臨時財政対策債といったものは大きく減っているといった状況もございます。

本町を取り巻く環境の中で、どこの段階が一番いいかというのは難しいんですけれども、今後4年間というのはまだ合併特例債が使えるという中で、今度、5年後以降どのような財政状況になっていくかというのはなかなか難しい部分がある。いずれにしましても、先ほど言われたように、現状から見た財政計画をどうするかということをややはり財政課としても考えていかなきゃいけないので、令和4年度において、令和4年度中にお示しできるかどうかは別にしまして、ちょっと取り組んでいきたいなという思いはございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） あわせまして、あと公共施設のいろいろな計画であったり、昨今では水道課が計画をお示ししたり、いろいろな計画の中でもその財政状況を見ながら、数年、中期、長期で出していつているものもあります。

ただ、この2年間は、やっぱりコロナのこれが非常に大きいのしかかっていました。例えば、ちょっと今思い出したんですけど、昨年、CAMU湯の解体を当初で持とうとしたんですが、やはりコロナで急な財政出動が必要になるかもしれない、そういったことも勘案して、じゃ、1年遅らせようとか、そういったのも実はいろいろ考えながらやっております、計画どおりいこうとはしているんで

すが、そのとおりに進まなかったり、先日も、上志比地区でもありましたが、御陵地区の断水も、想定していたよりもその機械、もうちょっと先に更新の機械がいきなりここで壊れたり、それは小さい話ですが、そういったこともあって、計画どおりに基本的には行くんですけど、臨機応変に入れ替えたり、ちょっと待ったり、国とかいろいろなところで有利な予算があったら前倒ししたり、そういったことをしながらやっておりますが、先ほど財政課長申し上げました、大きな枠の流れの中ではそういった計画のとおりに進めていっております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） まず、町長説明あったように、よう分かると思うんですね。でもやはり大筋の計画というのは、財政のほうで必要になってくる。今回の所信の中にもありましたように、学校の統廃合も含め、それから水道のことも含め、それからいろんな公共施設の再編もあると思う。だからそこら辺りはコロナで当然こうなると思うんですが、やはり大きなところでの動きの中でこれをするというのは、ここ2年ばかり中期とかが出ておりませんので、ぜひ町長が新しく3期目に入るに当たって、やはりそれは早期に出していただいて、その中でいろんな変化もあると思うんで、ぜひそこら辺りのほうをお願いしたいと思いますが。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ほど議員おっしゃったとおり、町としてもそういったものをつくっておかないと、それがそのままいくとは限りませんが、やはりきちんとしたものを持っておかないと先が見通せないなので、明年度からすぐ取りかかりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私たちが想像できるだけでも今のようないろいろな、これから修繕であったり大型の公共施設の改修であったり、そういったのに合わせて目的基金というのはしっかり積んで、また、数年前に目的基金に振らせていただいたときにも、やはり将来柔軟に使えるような、そういった目的にもしてありますので、そういった点でも基金というのは大切かなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、議案第4号について、第2審議に付した案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議の案件がございませんので、お諮りします。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第4号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第4号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第5号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額を819万8,000円追加し、補正後の歳入歳出予算額を16億4,686万8,000円とお願いするものでございます。

予算説明書の31ページをお願いいたします。

左側、退職被保険者等医療給付費分45万2,000円及び右側、退職被保険者等後期高齢者支援金等分18万1,000円、また、その次のページ、32ペ

一ジ右側、保険給付費等交付金償還金756万5,000円。この金額は、令和2年度に交付された交付金の事業精算により返還金が生じたものでございます。こうした事業内容の精査によりまして、今回補正するものでございます。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、議案第5号につきまして、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第5号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第5号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につ

いて、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 議案第6号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額380万円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を2億5,859万4,000円とお願いするものでございます。

補正予算説明書34ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金380万円の補正は、本年度、保険料調定増によりまして広域連合への納付金の補正をお願いするもので、保険料を財源として充当しているものでございます。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、議案第6号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第6号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第6号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第7号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額7,632万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算額を21億2,671万9,000円とお願いするものでございます。

補正予算説明書の36ページ右側をお願いいたします。

認定調査等費10万8,000円は、介護認定新規申請者の増によりまして認定調査費の増額をお願いするものでございます。

次に、37ページ左側、居宅介護サービス給付費から、飛びまして42ページ右側、特定入所者介護サービス費までのそれぞれの各保険給付費の増減につきましては、本年度のサービス利用及び対象者の増減によりまして給付費を精査したところ、各事業において増減額が発生するものであり、それぞれ補正をお願いするものでございます。なお、本年におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により居宅系サービス利用の減が減額補正の主な理由となっているところでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

左側、地域支援事業費、一般介護予防事業費250万円の減額補正は、感染拡大防止によります介護給付費等の減によります補正をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、令和3年度の永平寺町介護保険特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 全体を見てみまして、コロナ禍ということでサービス利用の減があるのかなというところが3つありますけど、昨年度もそれなりの、いわゆる余剰金というんか、余ってきたお金が出ているのではないかなと思うんですね。今年度も出ているんで、こういう余ったお金については、積み立てたことも含めてどういう状況なのか、また、今後どうしていくのかということをごちゃごちゃお聞きしたいですが。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 介護保険会計の減額につきましては、コロナの影響というのが一番の大きな理由でございます。

認定者の方は、調査費が増額になった件も含めて微増をしています。なおかつ高齢化、重度化していると、全体の実績で見ればこういった流れはあるんですけども、残念ながら、コロナ禍の影響では利用を控えるといいますか、本人も事業所のほうも若干こわごわ利用されている、サービスを提供しているという状況がありますので、時間を短くするとか曜日を減らすとか、いろんな対策をもって調整していたという結果です。給付費としては減額になってしまったということで、大きく生活に影響しているかということ、まだそこまでのことは届いてはおりません。

8期計画期間の初年度で、今から2年度に向かうわけですけども、この計画期間中に余剰が生じたということについては、次年度以降に繰越しという形になります。その後、対応としては、基金に積んで後年度の保険料の調整に生かすということが一番適正だなということを思っております。余剰金をお返しするとかという発想は今のところはございません。当然1号被保険者のことも考えないといけないですし、第2号被保険者のことも考えていかなければならないと思います。ですから、その辺の事務を考えると後年度に生かすというのが一番適当だなということを思っております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 後年度に生かすというのは、前の計画から、前の介護の第7期計画の実施のときから言われていて、そのときに先に繰り越した面もありました。ただ、2年目、3年1期ですけども、そのうちの2年についてこういう利

用減ということで、ある意味、そういう状況はなかなか見越せなかったというのは当然あったと思うんです。

しかし、余ってくる以上、介護保険って確かに1号被保険者の問題があるとかかって言うけど、被保険者の人たちで見ると、高齢者ですから亡くなられていく方もたくさんいらっしゃるわけですね。それを考えると、この会計の性格からいって、3年終わったところで会計の収支がぎりちょんになるということが本来の計画をつくるときの狙いだったんだと思うんです。先へ先へと言うんですが、じゃ、先へ送った分、確かに少し崩して引上げを抑えたとかって言いますが、それが思った以上にその引上げを抑えるようにはなっていない、そこをどうしていくのかなというのを、これだけ3年のうち2年がこういう状況になってくると、次の年度も含めてどうしていくのかなと。一定の方向性はやっぱり行政としても考えてほしいなと思いますけどね。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議員おっしゃることはもっともです。我々も3年間の計画期間のうちになるべくペイできるような体制が一番だと思っておりますので、今年度においては、本来であれば計画期間中、今期、8期においては1億円の基金投入ということで今回保険料算定しているわけですがけれども、残念ながらコロナ禍の影響でサービスの提供量が低下しているという状況で余剰金が出ているということです。この使い道については、やはり8期中に使い切るとするのは若干の無理が生じます。たまたま当初予定していた、想定していた金額を下回るわけですがけれども、これの精算についてはどうしても次期に持ち越さざるを得ないというふうに考えます。

6、7、8とずっと同じような議論をしつつも、残念ながら保険料が余っているという状況には、私も「算定が甘かった」と言われると「申し訳ございません」としか言いようがないんですけれども、なるべく後の高齢者にも高い保険料を支払わなくて済むような体制というのは、現在に生きる人たちの務めでもあると思いますので、高い保険料を残すか、健康な体で保険料を使わずに済むか、こういった議論にまで及ぶかもしれませんので、一つの金額換算だけではなく、金額以外のことでもお返しできるようなことを現代に生きる者にとっては考えていくべきだということを思っています。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどの使い方についてはいろいろ異論があるんで、それはちょっとさておいて、ここの数字のところちょっと確認したいと思います。

37ページの居宅介護サービスのところで、1人当たりの利用量が少なくなっている、この中身が変わっているということだろうと思う。件数はそれほど変わっていませんし、同じように、41ページの高額の介護サービス費も同じような形で1件当たりの給付が減っているということは、「コロナ禍だから」って一言で済ませてしまうにはあまりにもあれかなと思うんで、そこら辺りの内容をもっとも把握してあるのであれば、お知らせいただきたいと思います。

何で1人当たりの利用が、件数というのは、これ延べじゃなくて1人の件数という、人数当たりのことなのか。これでいくと、月96件というのは96人が利用ということか、要は1人の人が二、三回、延べで96件ということを書いているのか。そうすると、ここの利用が少なくなっているというのをどういうふうに判断したらいいのか。ここが4,800万もありますから、そこら辺りをもっとも把握しているのであればお知らせいただきたい。特に「コロナ禍だ」というその一言では済まされない金額だろうというふうに思いますので、これと41ページ、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、37ページの居宅介護サービス給付費でございますが、これは恐らくですけど、1件当たりの量が、利用時間が減っている、サービスの提供回数としては延べで考えていただければよろしいんですけども、お一人当たりの提供量が減っているということでご理解ください。例えば、週3回通っていたものが週2回に減っている、4時間利用していたものが3時間に減っているということで、1人当たりの利用量が減っているということでご理解いただければと思います。

もう1点の高額療養費については、当然、利用量が減っていけば対象となる金額は減っていくということでよろしいかと思えます。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 細かくて申し訳ないんですけど、月平均93件が月96件、同じ件数でしょう、これ。さっき言った延べなのか、人によって。今の答弁やと、週3回が2回に減ったとなったらこの利用件数も減るわけでしょう。だからちょっとその算出の仕方が。

あと、時間は今言うたように、例えば3時間、4時間かかっていたのが1時間

で帰っちゃったよというのは、それは時間の算出になるし、その内容が、今までは結構いろんな、入浴も含めて、入浴もちょっとあれだけど、その同じ通所で行って、そこで過ごす時間が、入浴も含める、何も含める、これも対応する、だからこんだけの対価が発生するよと、要はそういうことだろうと思うんですが、コロナと言えはあれだけど、そういうような辺り、もしも分かったらまた調べといていただきたい。今の議論でなくても結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 居宅介護サービス給付費の中にもいろいろサービスメニューがいっぱいございまして、今の答弁に合うような形態も含まれている場合もあれば、ない場合もあります。詳細につきましては、コロナ前とコロナ禍のサービス形態については、ちょっと分析できるような表をまたお出ししたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） あわせて、居宅系の金額が大幅に減少しているということは、介護保険の特別会計の中では、さっき言いましたとおり、利用が減れば少し余剰が出てくるんだろうというような感じで終わるんですけど、逆にサービス提供者のほうはかなり厳しいというように理解すればいいんですかね。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） サービス提供者というのは、介護事業所の従事者ということでよろしいですか。——はい。

人材の確保、それからシフト体制を組む、いろんな面で苦勞されていると思います。もともと人材が不足していたという業界でございましたので、コロナ禍においてもそれは当然引き続いてくる。なおかつ、感染者、陽性者が出れば対応に苦慮するということは現実的にございます。

現在のところ、町内事業所で長期間にわたって休業を余儀なくされたというところの情報が入っておりません。一部、従事者さんが、従事する人の家族なりが陽性になってしばらくの間休止していたということは対応としてございますけれども、状況として、感染拡大が続いていく中では非常に厳しいところだなということをおもっております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、議案第7号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第7号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第7号、令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、1時間経過しましたので、休憩を取りたいと思います。

暫時休憩します。再開は2時10分からとしたいと思います。

（午後 1時55分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、議案第8号、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第8号、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額833万9,000円追加し、補正後の歳入歳出予算額を1億29万2,000円とお願いするものでございます。

予算説明書45ページをお願いいたします。

診療費、委託料833万9,000円の補正でございますけれども、診療件数の増加によりまして診療体制を確保するため、その経費の増額、人員等の増によります委託料に不足が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 金元です。

町立診療所ですけど、黒字の見込みも見込まれるようになったということで、それは本当に喜ばしいことやと思います。

ただ、診療所の話ってあまり議会でも報告がなかなかされんのかなって私は思っていますけど、やっぱりこういう機会に、診療所の今後の課題とかそういう問題についてもきちんと報告し、整備する方向性も示していくことが大事なんではないかと、それが遅れ遅れになってしまうとまた大変になることもあるのかなと、そう思っています。もしそういうことが分ければこういう機会に、もしあれでしたら聞かせていただければ幸いです。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） どう申し上げていいやら。

まず、介護保険運営協議会のほうには議会代表に入っておりますし、それとは別に診療所運営協議会というのも設けて協議いただいております。こちらのほうにも議会代表の委員さんには入っておりますので、こちらの協議のほうでまずは議会のほうにフィードバックもお願いしたい。また、今日という機会ではなくて別の機会で、教育民生常任委員会なりでご質問いただければ丁寧にお答えしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 本来、以前から言われていたんですけど、外来診療が少ない少ないって言われている中で今回多くなったということで、ある意味、健全な経営になってきているのだと思うんですけども、でも、この町立診療所の本旨はそこではないというところの中で、今後非常に外来が多くなってということになると本来の訪問診療というのがどうなるのかなという、そのバランスが非常に難しいんでないかなと思うんですけども、その辺の課題があるのかなと思うんですが、いかがかなと思うのと。

もう一つ、予算書の収入のところではその他の診療収入が極端に増えているんですけど、これはどういう内容でしょうか。教えてください。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、診療体制についてですが、訪問診療は永平寺町が期待する診療所機能の大きなところでございます。午後からは訪問診療をお願いする、午前中は外来診療もお願いする、診療所としての外来機能ということも必要なところだということと、大学としても総合診療医の育成という面では外来も、それから訪問診療も両方とも欠くことはできないということなので、ある程度の線では両方とも守っていくということが大事だろうと思っています。ですから、外来がもしも急激に増えていった場合には当然、診療医の体制、看護師の体制も考えていくべきだろうということは思っています。現状では来年度の計画は、既に計画書頂いておりますので、午前外来、午後訪問という体制は崩さないようにしていきます。

それと、その他の診療収入、これはおおむねワクチンの接種代だということでご理解いただければと思います。

○議長（奥野正司君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第8号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第8号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第8号、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(森近秀之君) それでは、議案第9号、令和3年度下水道事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額700万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を7億3,944万円とお願いするものでございます。

予算説明書47ページをお願いいたします。

左側、一般管理費500万円の補正につきましては、職員給与費等の減、また、令和6年度より地方公営企業法を適用するため、公営企業になった場合の資金不足解消のため下水道事業基金積立金を計上させていただくための補正をお願いするものでございます。

右側、公共下水道維持管理事業178万9,000円の補正は、五領川公共下水道事務組合における松岡処理区の下水処理量が当初計画を上回ったため、処理委託料の増額分を計上させていただくものでございます。

以上、令和3年度下水道事業特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ここで不明水の問題が書かれています。実際何%ぐらい不明水があるのか。また、検査もするという話もされたと思うんですが、それらの進み具合なんかもこういう機会に報告していただくとありがたいと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） ただいまのご質問ですが、下水に係る有収率というのを、今日手元にちょっと持ってきてないのではっきり言えないんですが、80%ぐらいやったかなと思います。それは改めてきっちりした数字またご報告させていただきますので、お願いいたします。

また、前からもちょっとお伝えしていますが、今年度、志比地区においてカメラ調査、不明水の調査をしております。そちらのほうで現在調査結果をまとめている最中ですが、主な不明水の要因としまして、マンホールと管の接合部から不明水が入っている。また、こちらの志比地区はヒューム管が管路ですので、このヒューム管の傷み具合がありまして、そこからひび割れ等で不明水の混入があるといったような調査結果が出てきております。また、これらにつきましては、今後、町内約150キロに渡る管路がございます。こちらの構造や材質、設置年次、また幹線か枝線かなどの基礎データの収集、整理を行いまして優先度の高い管路を絞り込み、調査のほうを今後行っていきたいというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○4番（金元直栄君） はい。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第9号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第9号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第9号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(森近秀之君) それでは、議案第10号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額258万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を1億8,253万7,000円とお願いするものでございます。

49ページをお願いいたします。

左側、一般管理費300万円の補正につきましては、公共下水道同様、職員給与等の減額及び令和6年度からの地方公営企業法を適用する移行後の資金不足回避のため、農業集落排水事業基金積立金を計上するための補正をお願いするものでございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第10号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第10号の第1審議を終わります。

これより議案第10号の第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第10号、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 議案第11号、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

歳入歳出補正額296万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を1,459万5,000円とお願いするものでございます。

予算説明書51ページをお願いいたします。

左側、山王地区宅地造成事業費167万8,000円の減額補正は、不動産売買の仲介手数料が不要になったこと、また、住宅取得促進事業補助金のうち2件の住宅早期建築助成金が令和4年度以降に見込まれることとなりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

また、右側、他会計繰出金464万5,000円につきましては、令和2年度に永平寺町土地開発基金より繰り入れた額1,285万6,000円を基金に戻すため、今般、補正をさせていただくものでございます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 長年2件余っていた分が、ようやく求められてきた人がいらっしゃるということですが、いろいろ仲介業者とか不動産業者とかお願いしながらPRしていったんだろうと思うんですけども、どういう流れでこの2件が埋まったんでしょうか。

それと、その2件というのは町外、町内の方、県外の方とかというのを教えていただけたら。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 2件契約された方につきましては、町外の方です。県外ではないんですが、福井県内の方ですが、永平寺町外の方でございます。

この2件につきましては、不動産関係のところで成功報酬手数料として予算見ていたんですが、そこからの紹介とかというのではなくて、たしか契約者、申し込まれた方が、ちょっと私もどこでお話を聞いたんかあれですけど、直接役場のほうにお話をお聞きしに来るということで、そこから、聞いた方に対してちょっと町のほうもフォローしまして、最終的に契約まで持ってきたというものでございます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっとできたら、詳しくまた別の機会に教えていただけたらと思うんですが、なかなか、松岡地区はかなり多くの方が来られるんですけど、今回、上志比、山王地区ということで、地元の方々も注視していたんだろうと思いますけれども、それがようやく埋まったということで、やっぱりニーズはないわけではないということもあるんだろうと思いますし、PRの仕方なのかも分かりませんし、その辺は分析して次につながるようなことをぜひお願いをしたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 山王宅地造成の3宅地につきましては、令和2年度からですかね、売り出して、令和2年度は1件ということでしたが、すぐ令和3年度に残り2件も話が来たので、町としましては、要はスムーズに埋まったかなというふうに理解しているところでございます。

契約していた方に話を聞くと、郊外の土地が大きくてという、また、のどかな環境といいますか、そういったものも魅力の一つであった、そういったことから選ばれたということもお聞きしていますので、今後も、やはりそういうものを求めている、例えば移住希望者の方とかもいらっしゃるかもしれませんので、また上志比地区の宅地造成、小規模宅地造成についても十分町としても検討していきたいと考えているところです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に1年半で3件埋まりました。まだまだキャパあるなというふうにちょっと自信を持ったところもありますので、上志比地区、永平寺地区については随時この宅地造成を進めていきたいなというふうに思っております。

それと、吉野地区につきましては、地区計画を設定すれば宅造ができる。ただ、その地区計画の規制がちょっと、建蔽率が30%と少し厳しいので、ここについてはもう少し規制を緩和してもらえないかということをお話しています。ただ、どうしても都市計画の見直しまでまだ数年かかりますけど、規制緩和をして、ちょっと大変ですが、地区計画を地域の皆さんで作りながら進めていくことによってそういったことも可能になりますので、地元との連携になりますが、民間、公、そういったものを併せていろいろ進めていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですので、議案第11号について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第11号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第11号、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(森近秀之君) それでは、議案第12号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

3条収益的支出補正額248万円を追加し、補正後の歳出予算総額を3億1,044万6,000円、4条資本的支出補正額63万4,000円を減額し、補

正後の歳出予算総額を1億7,383万5,000円とお願いするものでございます。

まず、52ページをお願いいたします。

上段、原水及び浄水費229万7,000円の補正は、令和2年度豪雪によります融雪水使用等の増加によりまして電気料の不足が見込まれること、また、下段、総係費18万3,000円の補正につきましては、人事異動、給与改定によります職員給与費等の増による補正、合わせて248万円の増額補正をお願いするものです。

53ページをお願いいたします。

資本的支出、事務費63万4,000円の減額補正は、人事異動、給与改定による職員給与費等の減額を補正するものでございます。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第12号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第12号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第12号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第15 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第17 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第18 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第19 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第20 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第21 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第22 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第14、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算についてから日程第22、議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程をいただきました議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算についてから議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。

令和4年度予算は、人件費や社会保障などを中心とした義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算でございますが、町民の皆様が笑顔で過ごせるまちづくりのために必要となる予算編成をさせていただきました。

総務費では、自主防災組織活動強化や要配慮者の避難のための個別避難計画作成費、町民の移動手段確保及び利便性の向上を目的とした近助タクシー運行や自動走行を進める予算を計上しております。

民生費では、障がいのある方が地域で安心して生活していくための扶助費や、地域で暮らす子どもたちの見守り体制の強化に向けた子ども宅食事業の運営に必要となる予算を計上しております。

衛生費では、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、医療機関での個別接種、集団接種による接種体制を確保し、積極的にワクチン接種に取り組んでまいります。

農林水産業費では、農業後継者育成の取組や新規就農者育成を図るため、担い手育成事業への取組強化と、町内にあるため池の防災対策の強化に向けた事業などを行ってまいります。

商工振興費では、北陸新幹線や中部縦貫自動車道の開通を見据え、情報発信の強化と地域の活性化に向け、道の駅整備事業の予算を計上しております。アフターコロナを見据え、町内企業への経済的支援や町内経済の活性化に向けた取組を今後も行ってまいります。

土木費といたしましては、近年の大雪に備え、除雪ドーザーの購入費など冬期の生活道路の確保に向けた予算を計上しております。

消防費では、救命率の向上と救急体制の充実を図るため、高規格救急車の購入費を計上しております。

教育費といたしましては、令和3年度に引き続き、松岡中学校のグラウンド整備工事、また、各学校に配備されているタブレットの活用に必要な予算を計上しております。

いずれの予算も、町民の皆様が安心して快適に過ごしていただけるまちづくりを目指し、町民の利便性の向上を図りながら、将来に向けて財政の健全運営の取組を行ってまいります。

次に、議案第14号から第20号までの特別会計と議案第21号の上水道事業

会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、近年の医療の高度化に伴い、将来に向けて事業会計の安定した運営を図るための取組を行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアの推進をはじめ、高齢者支援を行ってまいります。

在宅訪問診療所特別会計では、4年目を迎える町立在宅訪問診療所では、訪問診療を利用する方が増えてきております。引き続き、地元医療機関や介護事業者と連携し、多職種連携による在宅医療の充実を図ってまいります。

下水道事業特別会計では、永平寺中央浄化センターの設備更新を進めるなど、老朽化した施設設備等の更新を順次行っていくための予算を計上しております。

農業集落排水事業特別会計においても、施設の適正な維持管理に努め、公共用水域の水質保全を図ってまいります。

土地開発事業特別会計では、山王地区宅地分譲での3件の売買が完了いたしました。購入された方が令和4年度に新築された場合に助成するための予算を計上しております。

次に、議案第21号、永平寺町上水道事業会計については、安全で安定した水道水の供給維持を実施するとともに、全町を対象とした施設更新及び耐震化計画を策定し、今後進めるべき更新内容を明確にするための予算を計上しております。

その結果、令和4年度一般会計の予算総額は83億5,635万1,000円、特別会計の予算総額は50億2,327万円、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億4,273万円、資本的支出が2億842万3,000円となった次第であります。

以上、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算についてから議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第23、議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度を活用して寄せられた寄附金をそれぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、永平寺町ふるさと応援基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第23号 永平寺町吉峰寺キャンプ場条例を廃止する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第24、議案第23号、永平寺町吉峰寺キャンプ場条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第23号、永平寺町吉峰寺キャンプ場条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町吉峰寺キャンプ場は、昭和52年の建設以来、町内外の方々にキャンプや自然に親しむ交流の場として活用されてまいりましたが、施設の老朽化に伴い利用客が減少しておりました。

老朽化対策とともに施設の在り方を検討していたところ、地元の民間事業者より地域の活性化につながる事業提案を受け、施設の現状と将来性を踏まえ、キャンプ場施設の用途廃止を行うものでございます。

施行日は令和4年4月1日としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明を申し上げます。

よろしくご審議いただき、妥当なるご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） では、商工観光課から少し補足で説明させていただきます。

吉峰寺キャンプ場につきましては、昭和52年建設当初から44年ほどが経過しておりまして、給水施設をはじめ全体的に老朽化が著しく、改修を重ねながら維持している状況でございます。

今こちらのほうで分かっております数字でいきますと、昭和62年、日帰り、キャンプ合わせて4,027名の方のご利用をいただいておりますが、コロナの影響を受けない令和元年度におきましては323名のご利用という状況でございます。開設当初におきましては、子どもさんを中心とした団体の活動で使っているということでございましたが、最近、やはりそういう子ども会の活動も減少してきておまして、近隣市町にも競合施設が設置されておまして、開設当初に比べて施設利用のニーズが低下されているという状況でございます。

平成26年に吉峰寺キャンプ場の整備活用検討委員会を発足いたしまして、町としましてもいろいろな検討も重ねてまいりました。その当時、メンバーとしまして、子ども会の育成連絡協議会の皆様、町内のスポーツ関係の皆様、町議会、観光ボランティアの会、漁協、農協、商工会、吉峰地区、皆様に検討もしていただいておりますが、やはり費用対効果の面で大型の改修ができないというふうなことでなかなか踏み込めないということにそのときは判断しております。

昨年に地元民間事業者様から、企業の独創性、技術を生かした事業運営というご提案がございまして、地域資源を最大限に活用した地域産業の活性化、雇用の促進、関係人口の創出を見込める事業の提案がございまして、有効的な地域のその土地の活性化が見込めるという点で吉峰寺キャンプ場の廃止を判断させていただいて、このような条例を上程させていただいている状況でございます。

説明は以上です。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第23号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第23号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第23号、永平寺町吉峰寺キャンプ場条例を廃止する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第25 議案第24号 永平寺町行政組織条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第25、議案第24号、永平寺町行政組織条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第24号、永平寺町行政組織条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政課題への対応強化や、より効率的で機能的な業務体制の整備により専門性の向上を図るとともに、質の高い住民サービスを提供するため、組織体制と所掌事務を改編するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、総務課からご説明申し上げます。

議案書141ページから146ページをお願いいたします。

今回の行政条例の制定の概要でございますが、まず組織体制の強化としまして、総務課内の契約管財室を契約管財課に昇格し、契約行為等の厳格化と指定管理者の評価に関する事務を所掌することにより、より効果的な指定管理者制度の運用に努めるとともに、職員への技術的指導、助言の強化や、専門性の向上と内部牽制の強化を図ることとします。

2つ目に、事務の効率化と重要課題への対応としまして、関連する業務を一体的に取り組むことにより組織の柔軟性を高めるために、総務課内の公共交通対策室を総合政策課に移管いたします。また、脱炭素社会への実現に向けた取組への推進や環境基本計画の策定など環境政策の推進に関する事務を、住民生活課から総合政策課へ移管いたします。これにより環境衛生室を廃止いたします。

組織の合理化としまして、住民生活課と税務課を統合することで関連業務の連携強化を図るとともに、スケールメリットを生かして繁忙期の相互協力体制の効果を発揮し、住民サービスの効果に努めてまいります。環境衛生や公害対策、一般廃棄物に関することにつきましては、住民税務課で行うことといたします。

また、商工観光課所掌事務の吉峰寺キャンプ場の管理運営に関することを削除することといたします。

その他の体制は変更ございません。

これにより、12課、2支所、6室へ改編いたしまして、職員の配置等も一部見直すことにより、より身近な行政として住民サービスのさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、施行は令和4年4月1日といたします。

以上、行政組織条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今度の組織改革、ちょっと私が当初思っていたのとは違ったんですが、見ていて本当にこれでうまくいくんだろうかと心配なところがないわけではありません。

契約管財課とか総合政策課へ公共交通の室を設けてそっちへ移すということについての異論はないですけれども、やっぱり税務課と住民課の統一というのは、ちょっとなかなか大変ではないかな。

税務課っていうのはやっぱり税の賦課徴収の専門分野ということで位置づけられていると思うし、例えば住民課に関する国保なんかの賦課徴収については、それはそれでお願いしてやってもらえばいいんですけど、ただ、国民健康保険の特別会計の運営とかそういう問題になってくると、やっぱり環境問題ですね。ごみ——それはちょっとほかへ移すということもあるか知らんですけども——の問題とかということを見ると、住民生活課の位置づけが少し違うんじゃないか。特に国民健康保険というのは、皆さん国民健康保険税って思ってるか知らんですけども、国民健康保険税というのは自治体で勝手に税に変えただけのことで、国民健康保険料ですよ。それはいわゆる税本来の町民税とかそういうものとはちょっと意味が違うので、特別会計の運営も考えると本当にそれでうまくいくんだろうかと思ってしまう。

それと、2つの課を一緒にする、中ではいろいろ専門性に沿った室みたいな、対策室みたいな、グループみたいなところで分けていくんだろとは思いますが、けれども、ちょっと権限が集中し過ぎないか。さらにですよ、この課長が支所長も兼ねるという話を聞きました。全く別の話ではないかなと私は思うんですね。そこらはやっぱりきちっと区別することも含めてやっていかないと、専門的な知識以外にも、全体を網羅するだけで、こんなこと言ったら申し訳ないですけど、課長が戦力にならないようになってしまわないかなという不安はあるんですが、少ない人数でやっていることもあって。そんなことは私の取り越し苦労でしょうか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、議会からとかいろいろな中でこの機構改革をしていこうということでいろいろ進めてまいりました。

その中で、最初は契約管財課、また福祉課を2つに分けるとかいろいろあった中で、この住民生活課と税務課を一つにするというのは、実は現場から出た声です。現場の課長から、これを2つにすることによってより効率的に、また忙しい時期、例えば今の確定申告のときとかはお互いの課の職員同士、一緒な課の職員ですので助け合うこともできるということです。また、今回大枠を決めたときにもう一度課長を通じまして課員と、現場の窓口の課員としっかり話をしてどういうふうにしたらいいかというのも話し合っていた中でこういうふうに進めさせていただいております。

ただ、金元議員心配されるとおり、少し大きな課になってしっかり管理にでき

るのかという面もあると思いますが、今回、課長1人ですが、参事、これもしっかりとした管理職ですので、管理職を2名ないし3名、4名と配置して、その担当のチームといいますか、そこでしっかり声が上がって、また課内でも連携が取れる、こういった体制をしっかりと取っていきたいと思っておりますので、また進める中でいろいろな課題が出てくるかもしれませんが、そういったのは住民税務課だけではなく、私たちも一緒にサポートしながら住民のための課となるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は私、一般質問で坂井市の福祉部門の体制のことで質問したことがありますけれども、坂井市では以前、福祉部門の見直しを行ったそうです。でもそれが結果的に福祉部門の縮小になっていたということもあって、それをまた見直して、今は何でも断らない相談室みたいなことで設けたりすることにもつながっているという話ですが、やっぱりかなりの冒険なのかなと私はこれを見て思っているのです、その辺、実際それを運用しながら仕事しているのは職員の皆さんですけども、そこはきちっとそのいいところ、悪いところを言い合えるというんですかね、という条件づくりをして、本当にこれでうまくいくのかどうかというのをやっぱり組織機構改革をした後も検証できるような条件づくりというのは大事ではないかなと思っています。

そういう意見だけ言っておきます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当にそこのご心配ありがとうございます。

しっかりここ一つになって、住民税務課の課長に任せるので、私たちも、副町長も、また全部の課でいろいろな場で話を聞いて、チーム永平寺町でしっかり動くような体制を取っていきたいと思っておりますので、私もここの課は少し、毎週いろいろな形で管理職の皆さんと、また現場の職員ともミーティングもしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今の機構改正の部分ですけども、今現在、健康長寿室というのが支所に、配属は、その管轄は福祉保健課なのかもしれませんが、配置が支所に置かれていたと思うんですけども、今回これを見ますと、福祉保健課の一番下のところに健康長寿室というのが書かれていまして、支所の中には

それは含まれてない、支所は何か窓口業務みたいな感じで書かれているんですけど、健康長寿室というのは本庁に戻ってきて本庁での対応ということに変わるのでしょうか、それとも今までどおり支所での対応というふうな形になるのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 健康長寿室につきましては、以前から福祉保健課内に設置されております。支所で取り扱っていますのは健康長寿クラブに関する事務ということで、行政組織条例で健康長寿室が支所へ行ったということは今までもありませんし、あくまでも支所のほうで健康長寿クラブに関する事務を取り扱っているということでございますので、これらに関しては従来と変わりはありません。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 若干お聞きしたいと思います。

ここで先ほどいろんな形で町長のほうも、課長の下にそれぞれの参事級のグループを置くと。あのときもいろんな形で、例えば税務グループですと、それから住民グループですと、そしてそのそれぞれのグループの中に支所はそれの出先の方を置くという形だったというふうに、ちょっと私聞き間違えたらごめんなさい。一応そのグループの受付業務、例えば受付業務をやるなら、上志比支所、それぞれの支所の担当者というのはそのグループの中の面々で動きますよと。それから支所グループみたいな形の中には、例えば建設課から派遣された人、それから農林課から派遣された人も置きますよと。だから支所のところには受付業務、いろんな業務と、今のそれぞれの支所グループのものが網目のようになっていますよという形、それから支所長が兼務するという形とか、ある程度今言葉では聞いているんですが、そこら辺りの例えば人員配置も含めて、それぞれのグループがどういう動きになるかというのを、できたら今言う口頭で聞いたやつもちょっと見える化、図面みたいな形で、また後日でも結構ですのできちっと出していただければある程度のそれが見えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそこら辺りの、それからどういう業務を扱うのかも含めてそれぞれの受付グループ、税務グループのところをまた確認していただければ助かると思います。ぜひよろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず考え方、この前もこれちょっと全協でお話ししたんですけど、本町の窓口も支所の窓口も同じ位置づけで、そこに住民税務課の職員が配属される、もちろん住民税務課所管の課員であれば住民税務課の仕事を持ちながら窓口対応をする。本庁でもそういうふうに対応してもらっていますので、そうします。その支所に、また今度、建設課の職員が支所で勤務することによって身近に対応することができるということで、この配置については人事異動の後に各課の課長が事務分掌の振り分けと併せて、どういうふうにするかというのは課長判断である程度決めていくことになるかなというふうに思います。

その課長によっては、支所で働く職員さんらをローテーションさせるというパターン、例えばですけどあると思いますし、誰かが休んだときには交代にそういうふう配置したり、住民税務課、時期によっては混雑したり忙しかったり、今回の確定申告であったり、これも課長とか管理職の参事の判断で適正に配置していく、こういった柔軟にできるような対応になるとと思いますので、そこはその課内の事務分掌であったりそういったのを尊重しながら、しっかりと報告も受けませんが、そういうふうに進めていきたいなと思いますので、年度が明けたらまた何か説明の機会があったらさせていただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 何番でした？

○2番（上田 誠君） 2番、上田です。

○議長（奥野正司君） はい。2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど町長説明ありましたように、次年度明けていろんな形で運用されていくと思います。

ぜひとも一つお願いしたいのは、例えば、今初めてですので、いろんな問題が出ましたら、ぜひ課内でいろんな形で庁内の検討を図って、修正することは大いに修正すると。そういうことで前向きな機構改革だということに捉えさせていただきますので、何か課題があればその都度またお知らせいただけるようによろしくお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、議案第24号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第24号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第24号、永平寺町行政組織条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

1時間10分たちましたので休憩を挟みたいと思います。15分から再開でいいですか。

○4番(金元直栄君) 15分ね。

○議長(奥野正司君) はい。じゃ、15分から再開をします。

(午後 3時06分 休憩)

---

(午後 3時15分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第26 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第26、議案第25号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第25号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

育児・介護休業法の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和するとともに、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第27 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第27、議案第26号、永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

来年度から永平寺町四季の森複合施設「多業種交流センター」の映像ホールを多目的ホールとして貸出しを開始すること及びテレワークスペースの利用料を徴収することに伴い、貸出施設の追加と使用料に関する規定の一部改正をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第28 議案第27号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第29 議案第28号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第28、議案第27号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第29、議案第28号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第27号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第27号、永平寺町営住宅条例の一部改正につきましては、特定公共賃貸住宅の用途を変更することに伴い、変更後の住宅を本条例で管理すべく、規定の追加をお願いするものでございます。

議案第28号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部改正につきましては、特定公共賃貸住宅の諏訪間団地を全て用途廃止することに伴い、諏訪間団地の位置を削除する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第30 議案第29号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第30、議案第29号、永平寺町監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第29号、永平寺町監査委員の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町監査委員に、引き続き前川次夫氏を選任するに当たり、地方自治法第182条第1項に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

前川氏は、人格が高潔で、行政全般にわたり幅広い経験と深い識見を有しております。平成26年4月より2期8年間、本町の代表監査委員を務め、監査を通じて貴重なご意見、ご指摘をいただくなど、その能力を高く評価されています。

同氏は、本町の公正で合理的かつ効率的な行財政運営の確保に資する監査委員として適任と考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

採決します。

議案第29号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第31 議案第30号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第31、議案第30号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第30号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員の4名のうち、桑原さとみ氏が3月31日をもって任期満了を迎えます。

桑原氏は、平成30年4月1日に教育委員会委員に任命され、現在1期目でございますが、人格が高潔で教育行政に精通されており、また、委員としての高い意欲もお持ちであることから、引き続き委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(奥野正司君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) あまり質問はしたくないんですけど、今ちょっと非常に大事なときなので、一つだけお聞きいたします。

この桑原さん、教育委員1期やられてきて、学校の在り方に対してどのような

発言をされてきたかというのだけはやっぱり聞いておきたいですね。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 教育委員会で今、学校のあり方検討委員会の内容についていろいろと報告をしますが、それに対してのご意見をいただくということは今の段階ではしていませんので、これから答申を基にいろいろと、教育委員、それから教育委員会として方向性を出していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 繰り返し質問をするつもりはありません。

ただ、この問題はちょっと明確に分かっていないときに同意するというのは、私、ちょっと信条に合いませんので、席を、退場させていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第30号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第32 永平寺町選挙管理委員及び補充員の選挙について～

○議長（奥野正司君） 次に、永平寺町選挙管理委員及び補充員の選挙について、日程第32を行います。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

永平寺町選挙管理委員には、永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、永平寺町松岡吉野第7号6番地、吉岡龍人君、永平寺町京善第18号16番地、中川まゆみ君、永平寺町松岡春日2丁目44番地、小林仁章君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、永平寺町松岡吉野第7号6番地、吉岡龍人君、永平寺町京善第18号16番地、中川まゆみ君、永平寺町松岡春日2丁目44番地、小林仁章君、以上の方々が永平寺町選挙管理委員に当選されました。

次に、永平寺町選挙管理委員補充員には、永平寺町山王第14号1番地4、浅野秀信君、永平寺町松岡兼定島第21号56番地6、西野弘美君、永平寺町東古市第12号23番地1、伊藤悦子君、永平寺町松岡芝原1丁目1番地、野崎俊也君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町山王第14号1番地4、浅野秀信君、永平寺町松岡兼定島第21号56番地6、西野弘美君、永平寺町東古市第12号

23番地1、伊藤悦子君、永平寺町松岡芝原1丁目1番地、野崎俊也君、以上の  
方々が永平寺町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これ  
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は議長が指名しました順序に決定しました。

～日程第33 請願第1号 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を  
求める請願～

○議長(奥野正司君) 日程第33、請願第1号、「水田活用の直接支払い交付金」  
の見直しの中止を求める請願の件を議題とします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条  
第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号、「水田活用の直  
接支払い交付金」の見直しの中止を求める請願の件を請願文書表のとおり、総務  
産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の  
結果を議長にご提出くださいますようお願いいたします。

～日程第34 請願第2号 インボイス(適格請求書)制度の中止を求める請願  
～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第34、請願第2号、インボイス(適格請求書)  
制度の中止を求める請願の件を議題とします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条  
第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号、インボイス(適

格請求書) 制度の中止を求める請願の件を請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長にご提出くださいますようお願いいたします。

～日程第35 陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第35、陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての件を議題とします。

お諮りします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての件を陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第36 議員派遣の件～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第36、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時34分 休憩）

(午後 3時34分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月15日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 3時35分 散会)